

第48回平成24年12月与謝野町議会定例会会議録(第9号)

招集年月日 平成24年1月23日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時16分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成(途中出席)
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘(午後欠席)
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之(午後出席)
		福祉課課長補佐	山崎 久代(午前出席)

## 5. 議事日程

- |        |                     |  |
|--------|---------------------|--|
| 日程第 1  | 議案第 114号<br>(平成24年) | 第1次与謝野町総合計画の後期基本計画を定めることについて<br>(質疑～表決)                          |
| 日程第 2  | 議案第 1号              | 道路法に基づく町道の標識の寸法等に関する条例の制定について<br>(質疑～表決)                         |
| 日程第 3  | 議案第 2号              | 道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例の制定について<br>(質疑～表決)                          |
| 日程第 4  | 議案第 3号              | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の移動等円滑化基準に関する条例の制定について<br>(質疑～表決) |
| 日程第 5  | 議案第 4号              | 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定について<br>(質疑～表決)                                |
| 日程第 6  | 議案第 5号              | 野田川森林公園の指定管理者の指定について<br>(質疑～表決)                                  |
| 日程第 7  | 議案第 6号              | クアハウス岩滝の指定管理者の指定について<br>(質疑～表決)                                  |
| 日程第 8  | 議案第 7号              | 平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第7号)<br>(質疑～表決)                               |
| 日程第 9  | 請願第 2号<br>(平成24年)   | 大阪行き高速バス路線に関する請願書<br>(委員長報告～表決)                                  |
| 日程第 10 | 閉会中の継続審査(調査)申出書     |  |

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 本日、多田議員より午前中欠席の届が出ておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。また、行政側からは佐賀福祉課長のかわりに山崎福祉課長補佐が出席でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第114号 第1次与謝野町総合計画の後期基本計画を定めることについてを議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。きのうに引き続き質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

2番、和田議員。

2番(和田裕之) おはようございます。お疲れさまです。

それでは、与謝野町総合計画の後期基本計画(案)につきまして、質問をさせていただきたいと思っております。まず、基本計画の策定に当たりましては、委員の皆様方を含め、大変お世話になりました。お礼のほうを申し上げたいというふうに思っております。

それでは若干細かい点、重複する点もあるかとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。まず、32ページからの健康づくりと地域医療再生の拡充について、これについては内容的にも充実をし、新たな施策方針も示されているというふうに思っております。まず、1点目の質問ですけれども、35ページからの後期計画(案)では、与謝の海病院が丹後医療圏ですね、この中核病院として位置づけをされ、救急医療をはじめ地域の拡充に大きな役割を果たしているという明記をされております。この丹後医療圏ですね、ここの医師不足の問題で、特に小児科、産婦人科、脳神経外科ですね、医師の確保の課題というのが書かれており、医師確保の課題は大変重要であり、また、この問題については与謝の海病院あり方検討会議でも指摘をされ、その提言でも明記をされております。私は、さらなる課題としては脳疾患など、緊急を要する手術ができる態勢、こういう態勢にすることも重要な課題であるというふうに思っておりますが、この点について課長の見解をお願いしたいと思います。

議長(赤松孝一) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) おはようございます。

それでは、議員のご質問にお答えいたします。お尋ねの件につきまして、35ページの最上段でございますが、ここで地域医療体制の現状と課題というところで記述をしております。その中で、一番上でございますが、医師確保が課題であるということをお記させていただいておりますのと、二つ目の項目の中で、特に医師不足がいわれている中でも小児科、産婦人科、脳神経外科の医師不足が課題であるというふうになっております。そういった中で37ページの施策方針でございますが、その上段のところでは小児科、産婦人科、それから、昨日、項目を追加させていただきましたが、脳神経外科についての医師確保に努めますというふうになっておまして、現状としまして与謝の海病院の脳神経外科の手術の体制ができていないということをお踏まえま

て、これまでからも機会あるごとに町長はじめ、私ども担当課長会議の中でも京都府に要請をさせていただいているということでございます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。このことについては脳神経外科ですね、昨年12月議会でも質問をさせていただきました。課長のご答弁にもありましたように、事あるごとに言っているというふうに理解をさせていただきました。脳疾患等でこういった一刻を争う重篤な患者が与謝の海病院で手に負えずに、こうやって他の病院へ再搬送されるという状況というものが少なからずあります。こういった中で与謝の海病院の手術ができるようにしてほしいという、こういう声が非常に多くあるというふうに私は思っております。この課題ですね、喫緊の課題でもあるというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

2点目ですけれども、35ページの精神疾患患者の入院施設の確保について、京都府へ要望しますというふうにあります。施設の拡充に関しては、先ほどの質問とも関連をしますけれども、さらには救急救命センター、これの設置の要望についてであります。この間、昨年には福知山市民病院に救急救命センターが設置をされました。しかし、ここ丹後医療圏では、まだ、ございません。したがって、早急に救急救命センター、この設置をですね、京都府への要望、これをしていただくことも必要だというふうに感じておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。この丹後地域に救急救命センターの設置をということでのお尋ねでございます。12月の定例会での一般質問でも、町長の答弁にもございましたように、24年4月から福知山市民病院で北丹地域に初めて救急救命センターが指定されたということで、より近く、近隣の町に設置されたということにつきましては、大変、丹後地域にとってはありがたいことかなというふうに評価しております。さらにお尋ねの、この丹後地域にも救急救命センターの設置をというお尋ねですが、先ほど申しました12月の定例会でも町長の答弁にありましたように、今後、その設置に向けて要望を継続していくということで、担当課としても認識をしております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 課長のご答弁のとおりですね、ぜひ、よろしくお願いをしたいというふうに考えております。来月の2月13日ですか、与謝の海病院の附属化推進会議が開かれるというふうに聞いております。この会議は住民の意見、そして、ニーズだとかを聞く場であるというふうに京都府のほうはおっしゃっております。町民の代表として町長なり、課長、出席されると思うんですけれども、ぜひともよろしく、積極的に要望していただきたいと、このように思っております。

次に、3点目の健康づくりの促進についてであります。各種がん検診ですね、1人でも多くの方が受診をしていただき、そして、健康づくりに役立てるよう受診率アップと特定保健指導などの取り組みを積極的に行いますというふうに追加をされております。

当町のがん検診の受診率は京都府下でもトップであるというふうに思っております。これはありがたいことで、大変頑張ってお取り組んでいただいているというふうに思っております。これは無料で実施していただくことも大きな要因であるというふうに思っており、病気の早期発見、早

期治療には大変重要な施策だというふうに考えております。そこで、今後、受診率アップをですね、積極的にというふうな内容でございますけれども、具体的には、どのようにされるのかという点についてお聞きをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。与謝野町におきましては、従来から町民検診ということで、がん検診等の検診をやってまいりました。そして、平成20年度から各保険者によりまして特定検診という制度ができて、従来のがん検診とセットする形で一度に受けていただける、自己負担なしで一度に受けていただけるという体制をとりまして、今日まで、いろんな受診率アップの方策も考えながらやってまいりました。一つには申し込みについて、各出先機関に出向いて対面での、保健師との対面で個人個人が受けられる検診の項目の確認、そういった、それと、その検診を受けることによる効果等も含めて、ただ、郵送で申し込みというふうな形ではなくて、そういう対面での申し込みもさせていただいて、意識づけをさせていただいておりますのと、検診当日、休日も含めまして受診を受けやすい体制を整えさせていただいております。

それから受診後、情報提供ということで、受診結果をもとに保健指導、それから、がん検診の結果に基づく、後の精密検査等のフォローも各公民館に出向いてやらせていただいております。そういったことも踏まえまして、先ほど議員のほうから申されましたように受診率、特にがん検診の受診率については、おおむね50%以上を上げているというふうなことかというふうに思っております。しかしながら、さらに受診率をアップするためには、こういった施策が必要かというふうなことを部内でも検討はしているんですけども、従来でも行っております追加検診、どうしても、その検診当日、都合で行けなかった、そういった方に受診後の一定の期間を設けて追加で受けれる日にちを、日程を確保させていただいたりもしております。

さらに受診率を見てもみると、特に胃がん検診では、女性の受診率が低いというふうな傾向もございます。さらに特定検診では、男性の受診率が少し低いのかなというふうな傾向が見られますので、そういった受診率の低い検診項目ごとに男女の分析をさせていただいて、そういったところを集中的に受診勧奨なりを勧めていきまして、さらに受診率のアップを図っていききたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 対面によって、意識づけをしていただいているということと、そして、分析をしていくというふうにご答弁をいただいたかと思っております。京都府でも、23年度の府民3,000人へのアンケートでは、がん検診の未受診、これについても一番多いのが費用がかかるということ、2番目に興味がない、面倒である、そして、3番目は受ける時間がない。先ほど、課長がおっしゃったかなというふうに思っております。当町では無料で実施ということで、1番目の費用がかかるからということはないのかなというふうに思います。やっぱり受診されないというのは、もう興味がない、面倒だということもあるのかなというふうに思います。個々の健康や健康づくりへの関心を持っていただくようにですね、意識の向上、これを図っていただくように、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

質問のほうをかえさせていただきたいと思っております。132ページからの地域情報化推進についてお伺いをしたいと思います。FTTH方式、いわゆる光ファイバーですね。これを利用した有

線テレビネットワーク網、地上デジタル放送、BS、CS放送、さらには高速インターネットの接続、FM告知放送が全地域で利用できるようになりました。そして、この一定の整備は終わったというふうに認識をしております。135ページですね、ここでは通信分野では超高速ブロード環境を実現しており、これらの研究や導入を検討というふうにありますけれども、具体的に、どのような検討をされるのか、その点について担当課長にお願いをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをいたします。議員、ご案内のとおり、この通信分野につきましては、いろいろな技術革新が起こっております。先ほど言われましたF T T Hにつきましても、10年前では非常に高価で専門的な技術であったのが、価格の低廉化によりまして、この与謝野町でも利用ができるようになってまいりました。お尋ねの通信分野の新しい技術革新、あるいは民間事業者の新商品の開発ということにつきましては、具体的なものについては、今のところ検討というか、考えてはおりません。ただ、いつ、どういったような新しい技術が出てくるのか、非常にわからない分野でございます。特に通信関係につきましては、無線関係、Wi-Fiですとか、WiMAXですとか、そういった有線から無線への変化というのが著しくなっておりまして、私個人的に思っておりますのは、これからはまた、衛星関係とか、いろんな通信、無線通信のほうが非常に発達するのではないかとこのふうには考えておりますが、そういった新しい技術が開発されました折には、十分、それらの情報収集を積極的に行って対応ができるように努力していきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） はい、ありがとうございます。課長、おっしゃるとおり通信の開発スピードというのは、非常に早いというふうに感じております。当町でも来月の2月1日、グローバルIPアドレス、これの割り当てのサービスが開始をされます。まだ、申し込みというのは少ない状況でもありますけれども、これも時代に合った、よいサービスだというふうに考えております。このグローバルIPに関しては、やはりいろんな形でPRはされているというふうには思っておりますけれども、まだまだ、何のことかわからないというようなご意見もあります。その点について、もう少し詳しくPRする必要があり、さらにもっと多くの方に利用していただくという、この必要があるというふうに考えておりますけれども、この点、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えをいたします。今、議員がおっしゃいましたとおり、現在、2月1日の利用開始を目指しまして、グローバルIPサービスの利用について、申込者に申請書、並びにグローバルIPの払い出しの作業を行っておるところでございます。昨年度、条例改正により新しいサービスとして広報をさせていただきました。結果、今のところ、今おっしゃいましたように約10件という申し込みで、少し予定よりも少ないということで思っております。当初、企業を、法人企業様を中心に価格設定なりサービスの提供ということを考えておりましたが、現在、法人につきましては、三者、それから、個人の方が7人ということです。法人の方の申し込みが少なかった関係で個人の方にも利用していただけるようにということで、現在、PRをさせていただいております。

特に、このグローバルIPを利用していただきますと町外の企業さん、あるいはKYTネット

以外の方との通信が非常に高速で、しかも安全で、1対1の通信ができるということでもございますし、また、個人の方のご利用につきましては、これまで利用ができなかった個人、対個人の通信、特にゲーム関係でも今、大変はやっております対戦型ゲームですとか、1対1のゲームですとか、そういった非常に専門的なゲームも利用できるようになっております。そういった点も今後、あらゆるメディアを通じてPRをさせていただきたいと、そして、利用を進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、また、町内の電気店さん等につきましても、こういったことの推進についてもお願いができればというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） ありがとうございます。課長がおっしゃいますとおり、法人の方だけじゃなく、個人ですね、先般も、私のお客さんのところへ行っておると対戦ゲームですか、これをしたいという方がいらっしゃるし、まだまだ、利用したいという方は多くいらっしゃると思います。ぜひともPRのほうをよろしくをお願いをしたいと思います。以上で、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、2回目の質問になりますが、よろしくお願ひします。

余り時間はとるつもりはありませんし、できることなら、うちの議員団に残りの時間をあげたいぐらいな気持ちなんですけど、それはともかく、1点に絞ってお聞きしたいと思っています。それは、いわゆる一般的に言う低所得者層の対策の問題です。この結論からいうと、これをどういうふうに後期ですね、具現していくのかという点だと思います。ご存じのように私たちの、この与謝野町という町は京都府下でも最下位クラスの住民所得になっています。このもとで今、全国的に、ご存じのようにワーキングプアの増加と言われるような事態や、それに貧困と格差ですね、格差の広がりという問題、加えていろんな、まだまだあるんですが、地域経済そのものが疲弊しているということが加わり、その結果、社会保障制度がいろんな形で、例えば介護保険制度ですね。こういうものがどんどん崩れていくという中で、これが本町の今の所得の低い、低所得の、この町に覆いかぶさっているという現状があるというふうに僕は思っています。

そこで、まず、まとめてお伺いしたいと思っているんですが、ご存じのように高齢化がどんどん進む中で、特に本町なんかは独居老人はじめ、ひとり世帯が非常に急増しているというふうに私自身、感じておまして、これが一つ、それから、もう一つは、いわゆる子供の貧困という問題もあります。いわゆる子供の就学援助制度の問題などですね、こういう問題で、教育分野でどうするかと、それから、もう一つは三つ目の問題、たくさんありますが、三つ目の問題は、これは京都府の所管であります。生活保護の対応の問題です。要点、この三つに絞ってですね、まとめてどういう具体的な対応をしていくのかというのが、私は今、冒頭に言った、この町での非常に大きな対応課題ではないかというのが、私の認識です。どういう計画か、わかれば教えていただきたいと思っています。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） なかなか個々には、これのために、こういう対策ということにはなっていないというふうには思いますけれども、しかし、これだけ大変な状況の中で、町民の方たちに入ってくる収入が少ないのであれば、できるだけ、それを負担される、出していく部分で公ができること

ろがないか、また、そのことによって状況がよくなる。その金銭的な面だけではないに、安心して過ごせる、そうした方法がないかという、そうした基本的な考え方の中で私自身は考えておりますし、そうしたことを理解した中で、それぞれの課が対応しているんだというふうに思います。

例えば、もう当たり前になっておりますけれども、与謝野町では、やはり中学校卒業まで、この医療費を無料化している、それは子供たちの健康を守るという面もありますけれども、非常にそれぞれの家庭が厳しい状況の中で、子育てをしながら、なおかつ働きながらということになりますと、なかなか病院へ連れていくこともできない。また、それに対してお金も支払わなければならないというようなことも含めて、町民の皆さんの生活を下支えをしていこう。できるだけ世帯の中で公平に負担をしていく、そういう考え方で、この与謝野町は取り組んできたというふうに思っております。

そうした中で、それぞれの課が工夫しながら、先ほどの検診もそうですけれども、検診費用が高いので受けられないじゃなくて、そうしたことを町がカバーすることによって、1人でも多くの方が受けていただいて、なおかつ、健康を維持していただくと、そういう考え方で、それぞれ取り組んできているというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の質問はね、まず、初めに前回、質問したときに、1回目の質問で言いましたが、適切な担当、今、言っておる低所得者対策、こういう問題の所管がないんですよ。ないんです。だから、1回目の質問をしたんです。これが非常に大事な課題になっていると、この問題が、これは杉上議員もおっしゃっていましたように、僕の後をやってもらいましたが、やんなったですけども、そういう分野の対策として、やっぱりプロジェクトチームというか、対策室が要るんじゃないかと、それは常駐する必要があるかと思うんですが、そういうことも要るんじゃないかということを、まず、言っておきたいと思っています。

それから、もう一つはですね、今、町長、おっしゃったように、本町が、こういう低所得者に対する対応は、そんな、私はおくれているとは思っていません。かなりいろいろと頑張っていたら、町長、おっしゃったように、いろんな施策は頑張っていると思っています。ただ、それを起こした、それをそういう事態を乗り越えたというか、もっと大きな流れで今、ワーキングプアの問題や仕事がない、こういう事態が進行しているという実態ですよ。特に冒頭に言いましたように、本町の場合の住民所得が非常に低いと、この事態は別に、この近年ですよ、この10年、20年の本町ですよ、もしくは旧3町の努力が足らなかったのかということ、そうではないと思っています。その責任でもないと思っています。長くは、やっぱり歴史的な、いろんな諸要因があったんだろうというように思うんです。ご存じのように山陰賃金とか、丹後、京都北部と南部との賃金格差の問題というのは、もう何十年も前からあるわけですから、それは構造的な問題になりかけていると、なっていると言ったほうがいいのかわかりませんが、ですから、この町にとって今、戦略的な課題というのが、私の認識です。まさにこれはね、放置できない、行政も、その一翼を担わないと突破できないのではないかというのが、私、深刻な受けとめです。この点で、町長の見解をお伺いしたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるような状況であるということは、もう重々承知もしておりますし、何



とか、こうしたことが打開できればというふうな思いの中で、日々、仕事をさせていただいております。しかし、なかなかこれは一筋縄ではいかないところがありますし、そういう中で、やはりお互いに助け合って共助という形でやっていく、そういうことの必要性を今まで以上に感じております。例えば、小さな例ですけれども、幸いなことに与謝野町は土地がありますので、各家庭で野菜をつくっておられる、そうした野菜を隣に提供して、その隣の方が、また、それを加工して、そのいただいたところへ持っていくと、これは決してお金がかかっていないですけれども、そうしたつながりがお互いに助け合って、日々の暮らしが成り立っているのが与謝野町ではないかと思えますし、そこが与謝野町のよさでもあるのではないかというふうに思っております。

しかし、実際、生活していく上では、現金といえますか、そうした所得が現実、必要なわけですから、できるだけ仕事についていただける方をふやす。また、全ての、今回の総合計画の中には、そういった視点も入れた中で盛り込まれているものというふうに、私自身は受けとめております。

確かに一定の、そうした係というプロジェクトといえますか、そういうことも必要ですけれども、それだけではなしに、あらゆることが、いろいろと横断的にやっていかなければならない問題が多々ございます。その都度、そうしたものが密接に連絡をとり合いながら臨機応変に進めているというのが、今、与謝野町の仕事といえますか、役場の中での仕事の仕方だと思えますし、そうしたことがきっちりと連携をとりながらいけるというのは、そうした仕組みづくりというのは、もう少し知恵が必要かなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。今、町長がおっしゃったところは、非常に大事だと私は思っています。幾つかの点がありますが、それはもう細かいことはあれですが、地域で支え合う、支え合ってできたものは隣だとか近所にあげるとか、こういう風土みたいな部分は確かに大事です。それを再構築せんなんというのは、ずっと僕も言っているところですし、それはあれなんです。私、今の総合計画の中でおのおののセクションが、そういうことを認識してやっているという話で、町長は答弁されたんですが、本当にそうなのかどうかというのは正直、言って、今それは認識の度合いといえますか、あれの違いは、担当課によって違いがあるんかと思えますがね。やっぱり窓口対応というのが、本当に今、言う、先ほどの議論の現状を、町長が認められた現状を、本当に実践されているかどうかですね。

例えばの例ですが、生活保護用紙を、申請用紙を本当に窓口ですんなりと渡せているのかと、みんなそういう希望の場合に渡すことができているのかという点だって、まだまだ、不十分な点があると、細かいことは言いませんけれども、子供の就学援助制度自身が、いろいろと改善努力をされているのは知っています。聞いています。ただ、就学援助率を結果論として見たときに、本当に、これでふさわしいのかといったときに、数字を見れば明らかですが、明らかに、やっぱりおくれがあるのではないかと、本町のということは、もう明確だと思うんですよ。ですから、私は、そういう認識、今、初めに町長が答えていただいような認識を、やっぱり大きくきちっと町でも位置づけをしてもらって対応するには、窓口の対応もそうですしするんですが、後期計画の中に基本的に入れるのが一番いいのではないかと、そうしないと、やっぱり突破できないのではないかと、おのおのの課で努力してくれということが、それで解決するのかという点では、非

常に私はね、そこにまさにいうならば対策室ですね、こういうものが要るのではないかと思っています。ちょっと長くなりましたが、以上で終わります。

議長（赤松孝一） 他にございますか。

1 番、野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは、後期基本計画（案）に対して2回目の質問をいたします。188ページの第6章から始まる協働で進めるまちづくりについて質問します。審議会の答申で、四つの重点的に取り組むべき施策の中でも地方分権時代に対応した自治体改革というふうにあります。これを受け持っているのではないかというふうに思います。取り上げる中心問題は196ページの地域協議会の設立という言葉が削除されたことにあります。前期計画にあったのに調査も研究もされなかったことは非常に残念だというふうに思っています。しかし、地域協議会という名称にこだわっているわけではないので、そのことはいいんですけども、その目指している内容である住民みずからの協働のまちづくり、行政機構への住民の参加、こういうことは大変大事な課題だと思っていますので、こういうことが後期計画の中で、どのように取り組まれているのか、質問をいたします。

まず、企画財政課長に質問します。197ページ、あるいは201ページを見ると自治区と自治会、今回、後期の中では仕分けがされているように、前期に比べて思いますが、これについては、どのような内容になっているのでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今、例を挙げていただきまして、201ページの下の方のくだりの中に、自治区という文言を追加をさせていただく形でいたしております。この自治区ということになりますと本来、例えば、財産区と同じように特別地方公共団体というものが、それに当たると、言葉をストレートにしますという捉え方ができるわけですが、ここで自治区という文言を入れさせていただきましたのは、あくまでわかりやすい表現をさせていただいたということで、これは単に24区の区を指しているというふうに捉えておりまして、そのように見ていただきたいというふうに考えております。

また、自治会という表現も、そのまま残させていただいております。これにつきましては、区以外に、いろんな住民組織、特に隣組単位、それから区の中の、それぞれの地区、こういったものが自治活動として運営していただいておりますので、それらを広くあらゆる意味で、今、自治会というものも残させていただいたと、そういう理解をしていただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 本来、自治区も今、言われた自治会と同じものだというふうに思いますが、自治区については、今、町のいろんな施策を協力して取り組んでいただいているという意味では、改めて、その点を仕分けをしながら新たな後期計画では、区に対して対応されるのかなというふうな受けとめています。

次に、町長に質問します。町長は25年度の予算編成方針で、より地域に密着した与謝野町流のまちづくりということでの四つの課題に新たな取り組みを求めるとことが書かれておりました。これについては、どのような内容なのか、趣旨なのか、そして、それは、この後期基本計画の中では、どのように取り組まれているのか、この点についてお聞きします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、予算編成の中に書かせていただいております。そうした中身は、実は、これは私自身が一番初めに選挙に出させていただいたときの「4つのわ」、「幸せを運ぶ4つのわ」ということで、非常に漠然とした言い方なんですけれども、その輪というのは車輪の「輪」、それから環境の「環」、それから和みというか「和」、それから話をする「話」という「4つのわ」で、その幸せを運ぶというのは、それはまちづくりのやり方、考え方の一つを、そうした言葉であらわさせていただきました。それをずっと、もう少し難しいといいますが、もう少し明確にわかるようにするために、この地域共有型、あるいは地域共生型、共有型といいますのは、車輪の「輪」、それから地域共生型というのは、和みの「和」、そして、地域密着型というのは会話の「話」、それから地域循環型というのは、その循環の「環」という、そういう考え方で、今後、まちづくりをしていく中で、こうした視点を持って進めてほしいという、そういう、進めていきたいという、私自身の思いが一つの、そうした協働のまちづくりをする中で、こうした手法でもって頑張ってもらいたいというメッセージを発したわけです。

これにつきましては、言葉よりも先に現実、いろいろと町のほうも、例えば車輪の「輪」であれば、要するに情報の共有をするための、その光ファイバーを張りめぐらせる。ネットワークをつくる。また、町営バスの運行等の、そうした足を確保するというふうな具体的な施策が、そこへ出てきておりますし、また、共生型といいますのは、やはりお互いに共有して今回、出てきました、やすらの里のような形で、それぞれの事業体が協力して、お互いに協力をしてつくり上げていくという形や、密着型になりますと、同じ福祉施策でも小規模多機能のような本当に地域に密着した形のやり方、また、地域循環型は、ご承知のとおり自然循環型農業、あるいは地域経済の循環型といいますが、活性化のための、そういう地域で回していく、それらから出てきた住宅改修等の事業だとか、いろいろとあるんですけれども、やはりいろんなことをするとき、やはり大きくはお互いに自助、共助、商助、公助、その協働をする中の一つのリング、輪をつないでいくことによって、より大きい輪になっていくという、そういう気持ちを込めた提案といえますか、皆さん方にお示しした中身でございます。これに沿ったというよりも、そうした中で、それぞれいろんなことをするとき、同じことをするにしても、それが、いろんなリンクしていく形がとれるような施策になるような工夫をして、ぜひやってほしいという思いを込めて今回、予算編成の中にも、そうした言葉を入れさせていただいたということでございます。

1 番（野村生八） 後期計画にどう取り組まれているかということですが。

町 長（太田貴美） 恐らく具体的に、これはこれという、そういうことにはなっていないですけど、これは申し上げましたように考え方の問題でございますので、それぞれの取り組みの中には、単に一つの事業をするにしても、それが町民の方にどう波及していくか、あるいは町全体に、どう波及していくかというふうなことも考えた上での施策をつくり上げていくということになるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 答弁ありましたように、この四つの地域密着の型というのが、まとまって書かれているところはない、読めるところはないというふうに思っています。しかし、言われました内容の発想に基づいた、いろんな、より地域に密着した取り組みが、あちらこちらで見られると、

これが後期計画の特徴かなというふうに思っています。そういう意味では前期以上に地域での取り組み、行政の仕事がふえるんだらうというふうに思っています。これをどういうふう to 実現していくのかということが、きのうもありました、財政がより厳しくなる中で、工夫が要るということだと思っています。それで自治区、区では町への施策に今までから積極的に取り組んでいただいています。現在、取り組んでいただいている課題だけでも大変だらうなというふうに受けとめていまして、これからさらにこういう、より密着の地域での課題がふえていくという中で、今のままの形で、仕組みで、これを進めるというのは非常に難しいのではないかとこのように考えています。

そういう面で199ページに、自治区、地区公民館組織の強化や行政との連携の促進というふうに書かれています。こういう面で、そういう課題を乗り越えていくための文言としてあるのかなというふうに受けとめてたんですが、この点について企画財政課長、どのような内容でしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。199ページの上段に書いてございます自治区、公民館組織の強化や行政との連携の推進を図り住民による地域づくりを推進します。このことを今回、新たに入れさせていただいたということでございます。このことは今、議員がおっしゃいましたとおり、地域の自治活動の核であります自治区、すなわち24の区長さんをはじめとする区の組織、それから、各地区における公民館活動、活発になってきております。これら双方を今後、まちづくりの地域での核として担っていただきたいと、そういう思い、そこと町がうまく連携を図って地域づくりを推進していったら、このまちづくりを進めていくという、そういう思いがございましたので、今回、このような項を入れさせていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） もう1点、211ページの重点プロジェクトのほうの4番、分権型の自治体改革では、地域主体のまちづくり、住民の力が十分に発揮できる自治体改革ということ、これは前期と同じ文言なんです。この部分もですね、今の答弁と同じような意味で、与謝野町の、この分権型の自治体改革の取り組みというのは、地域での、いわゆる区での、そういう今、言われたような取り組みを実現することかなというふうに受けとめるんですが、前期では、この部分が余り見えてこなかったのかなというふうに受けとめておるんですが、後期では、さらに、これは引き続きやるということだらうと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。議員がおっしゃっております趣旨といいますのは、私どもも一緒でございまして、いわゆる広くいいますと地方分権時代ということが今後も強くなっていくだらうというふうに思いますので、そういう中であって、与謝野町として独自のまちづくりの進め方というものを地域の方々と一緒に考えながら歩いていくという、そういう趣旨は今後も強く持っていかなければならないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先日、区長会と申しますか、連絡協議会がございまして、24人の区長さん方がお集まりになって、年2回なんですけれども、その中で、正式の協議会の中ではないですけど

も、区長さん方の中で、やはり我々も、こんな年2回、区の、そういう町からの話を聞いたり、問題を提起するだけではなしに、町全体にかかわるようなことについて、我々区長にも任せてほしいんだと、我々も町のいろんなまちづくりに参画していきたいんだというふうなことで、もっともっと回数をふやしてもらってもいい。大変忙しい区長さん方の中から、そんな言葉が出るとは思わなかったんですけども、そういう言葉も出ておりました。確かに町全体で考えなければならぬ。住民の方たち全てに動いていただかなければならぬ。例えば防災だとか、そういうことについては、やはり皆さんで、どういう方法を、どうやってやっていくかなんていうことを決めるのじゃなしに、議論していただく、そういう場としても今後、我々のほうからもお願いしていくべきなのかなというふうな思いを持ちました。

そういう意味で、今後、どういう形になるかわかりませんが、そういう自治区、自治会のものおかりしながらまちづくりを進めていく、そこへ参画していただくような形というものも必要かなというふうに感じました。ますます、そういう輪を広げていく公民館という活動そのもの、あるいは町全体という中での活動へ、もう一歩踏み出す、そういうときが来たのかなという感じがいたしました。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 野村議員のご質問でございます。今、町長のほうからも区長会ということが出ましたので、私からもちょっと一つ追加をさせていただきたいと思っております。今、全体の区長連絡協議会というのは、年2回というふうに申し上げておりました。そのほかには、各地域振興課長が中心となりまして3地域、それぞれ区長の地域の区長会がございます。野田川、加悦、岩滝と、そういった中では行政の情報、それから、区からの、いろんなご相談ごと、そういったことも、そういった地域の区長会でご相談をさせてもらったり、情報を提供させていただいたり、頻繁にさせていただいておって、より連携を強めるといった意味では、させていただくということだけ、ちょっと追加をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 区のほうでも与謝野町が進めようとしている、より地域に密着した行政、あるいは新しい与謝野町流のまちづくりを積極的に受けとめていただいているということですね、ぜひこの協働でのパートナーシップでの取り組み、後期の中で、さらに進めていただきたいというふうに思っています。

それで、一つは、この庁舎問題ですね、庁舎の問題が、今回の109ページの中で書かれていた、前期の中で書かれていたことが削除されて、効果的な組織機構、人員配置というふうになっています。庁舎の問題は当初のワーキンググループ（案）は撤回をされて、新たな取り組みになるのだと思いますが、例えば、野田川庁舎の問題等、庁舎問題そのものは引き続き課題としてあるというふうに思っています。こういう問題と、ここで書かれている、後期計画として書かれている内容とは、どういうふうなつながりなり、取り組みになるのか、この点について企画財政課長にお聞きします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今回、総合計画の後期基本計画と、それから並行してご協議をいただきました庁舎の統合問題と両方ございました。そういう中で最終的に、この後

期の基本計画につきましては、具体的な庁舎の統合についての詳細に触れるということについてはさせていただくことが並行議論でしたので、できませんでした。具体的には、この総合計画の後期基本計画を議会に上程させていただくに向けて10月29日に最後の審議会をお世話になりましたが、実は、翌日が第9回の庁舎の統合検討委員会でございます、そこであら方、報告が出たんですけれども、審議会の翌日ということもございましたし、さらにもう1回、その庁舎の検討委員会を開催する可能性も秘めていたということもございまして、庁舎の統合検討委員会の答申内容を、そのまま後期の、この基本計画に生かしていくということについては、そのスケジュール上のこともございまして、できませんでした。しかしながら、考え方は今、言われましたように今回、書きぶりを少し広くとらせていただいて書かせていただいておりますけれども、庁舎の問題につきましては、答申にもございますように、引き続いて住民議会、行政、一緒になって引き続き検討をさせていただきたいということで、このことは重要な課題として今後も町としても捉えているつもりでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この庁舎の問題がですね、協働で進めるまちづくりについての中にあるわけですね。先ほど町長が「4つのわ」を、さらに明確にした四つの課題ということでの答弁をいただきました。こういう庁舎の問題は、そういう意味では協働でまちづくりを進める、この立場で立った庁舎のあり方ということが大事だと思うんですね。そういう点で、例えば、野田川庁舎についてでも、単に、それを危ないからなくすだけということでは、私は十分ではないと思っています。そのためには、それ以前に協働で進める、この庁舎のあり方、行政機構、この問題がしっかりと議論がされて、そして、実現していくと、このこととセットに、やはりしていくということが必要だろうと思っています。こういう点も踏まえてですね、後期計画そのものをしっかりと組み立てていくということが大事かなというふうに思っていますが、この点については町長にお聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本来、そうした行政改革、機構の改革とあわせてということになるかと思えますけれども、まずは、今ある野田川の庁舎の分につきましては、老朽化ということを考えますと、やはり何とか今の状況の中で考える必要があると、それもあわせて、確かにおっしゃるとおり機構改革、あるいは、そうしたどういう行政要望に対して、どう応えていくかということに対する、そうした議論もした中での機構改革も必要かというふうに思いますが、それらもあわせて進めていく同時に決着がつくことにならないかもわかりませんが、一定の方向性は見きわめていく必要があるというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 野田川庁舎の廃止が急がれるのであれば、一方で、この区の強化なり行政機構の改革、これは、そういう急がれるのにあわせて、急いで取り組んでいただく必要があるのではないかとこのように思っています。

次に、198ページの地域まちづくりプランが前期にあったのがなくなりました。一方で202ページのまちづくり基本条例は引き続き制定ということになっています。この点について質問します。町長は町の特徴として商助というのが総合計画の中であったということをおっしゃる

して、中小企業振興基本条例をつくることによって、それが、よりわかりやすくなったといえますか、鮮明になったという答弁を、きのうされたと思います。この後期計画を見ても、先ほど言いましたようにより地域密着で、住民とのパートナーシップでの行政機構のあり方等々が、この中に、いろんなところに、いろんな形で書いてあるわけですが、この計画だけ読むと、非常にわかりにくいんですね。まとまって書いてないというか、そのことが。そういう点では、この新しい地域密着型の、言われました独自の与謝野町流のまちづくり、これを鮮明にしていく取り組みというのは、このまちづくり基本条例を振興基本条例と同じように、住民の中でずっと取り組んでいく、話し合いを進めることができますね、このことが非常に鮮明にしていくことにつながるのではないかというふうに思っています、ここは前期では、なかなか進まなかった点だと思われ、きのうも町長、まだ、難しいという答弁をされていますが、私は、もうできる時期だろうと思っていて、ぜひ、後期に引き続き書かれているので、取り組んでいただく必要がある大事な部分だと思っているんですが、この後期中で引き続き残されたという内容も含めて、これはどちらに聞いたほうがいいですか、町長に聞いたほうがいいのか、どちらでも結構でございます。お願いします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） まず、私のほうから答えさせていただきます。今、議員からご指摘がございましたように、198ページ、199ページをごらんいただきますと、施策プログラムの中で地域まちづくりプラン（仮称）の策定支援、それから、地域協議会（仮称）の検討、この二つを削除させていただいたということでございます。この中の地域まちづくりプランといいますのは、その下の地域協議会と一体のものというふうに捉えております。地域ごとの、今後どうしていいかという、その地域のプランを策定をしていただくというのが、その地域まちづくりプランというふうに捉えておりますので、それと地域協議会とはセットで前期に挙げてきたという考え方があったかというふうに思っております。

これにつきましては、先ほど来の議論のように、自治区、公民館活動などを核として今後は進めていきたいという考え方でございます。

それから、203ページの一番下のほうにまちづくり基本条例（仮称）の制定などの仕組みを検討しますということで、これはそのまま前期に引き続いて残しております。これにつきましては、昨日も議論がございましたが、いわゆるまちづくりの規範となるもので、理念をうたうということですので、各地域のプランづくりとは少し違う、最高位にあるものというふうに思っております、このことについては引き続き住民意識を高めていくところから始めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、課長から報告がありましたように、審議会の中でも、そういう整理をしていただいたということでございますし、おっしゃるように中小企業振興基本条例、まちづくりの理念の中の、特に商助の部分が出ておりますけれども、そうしたものも住民の方との共有ができつつある中で、やはりこの基本の規範をつくるもと、背骨をやはりきちんとつくる必要があるというふうには考えております。

後期中の間中には、やはりそれらをつくり上げるということによって、次の世代へ、次の代

へつないでいけることができるというふうに思いますので、そこで、そういうものがあれば総合計画をつくるのか、つくらないのか、どういう形にするのかという論議も、そこから生まれてくると思いますので、そのもとになるものは、やはり必要かというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 最後に、より地域での、後期の中での地域での取り組みが大きく大事になっている中で、これらの課題を別々に区で取り組むとなるとですね、大変なことになると思うんですね。そういう意味では、福祉では地域包括ケアシステムというものが、後期に盛り込まれました。同じように区の中で、こういうパートナーシップで取り組む場合もですね、その区の中の、こういう地域課題を包括して取り組んでいく。こういう仕組みが大事ではないかというふうに思っていますが、この点については、余り見受けられないわけですが、どのような形で最初から答弁された中で、この中で進められようとするのか、この点を、どちらかお聞きします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に、そこまでまだ、考えが至っておりません。いろんな形での、密着型、あるいは共生型、そうしたもの、あるいは、特に輪といいますか、地域でのコミュニティづくり、公民館等もあるでしょうし、それらのことがある意味、全て、それこそ包括されたような形で区の機能をどうしていくかというところ辺の考えもある程度、必要になってくるかというふうに思います。それがきちんとでき上がってくると、ある程度、町として一体感の醸成というものが大きく一歩も二歩も前へ進んでいくのではないかというふうな感じがいたしますので、それらについてもちょっと皆さんのお知恵をおかりしながらも、やっていく必要があるかというふうに思っております。

- 1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） まだまだ、質疑のある方はございますでしょうか。  
あります。そしたらここで5分まで休憩します。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時55分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩前に引き続き、会議を続行します。

ほかに質疑はございませんか。

11番、小林議員。

- 11番（小林庸夫） それでは、後期の基本計画につきまして、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

この第1章から第6章までの、いろいろと与謝野町の今後の5年間に向かっての、それぞれのハード、ソフト、そういったような形の計画がうたってございます。私、ずっと見ておまして、せんだっての、そういった町民アンケートのことも申し上げましたけども、気になっておりますのは、いわゆる人づくりと申しますか、一番、人材育成という面での計画が第5章にうたってあるわけですが、これはあくまでも、見ていますと、第5章は明日の人材を育てる教育、文化のまちづくりということで、六つほど項目がございます。一つは地域とともに育てる楽しい学校ということで、これは小学校、中学校のことだと思いますし、それから、二つ目に生涯にわたって成長する喜びということで、中身を見ますと公民館活動でありますとか、生涯スポーツの



ことがうたってございます。三つ目は、遊びは心の栄養源ということで、中学生、高校生を対象のことでございます。四つ目には、地域から世界、世界から地域を考えるということでアベリスツイスとの交流がうたってございます。五つ目には、誇らしいふるさとの文化を守り育てるということで、与謝野鉄幹・晶子夫妻のことでありますとか、文化財、伝統的建造物の保存と、こういったことがうたってございます。それから、六つ目には、一人一人を大切にということで、人権啓発関連のことがうたってございます。

しかしながら、私が思いますのには、いわゆる成人の方々の、そういった人材育成というものの項目が少し弱いんじゃないかと、どこにあるかなと思ひまして見てみますと、203ページの第6章ですね、協働で進めるまちづくりの中に住民、地域、事業者、行政のパートナーシップという中で各種団体の育成と連携の強化ということで、伸びる人材を育成するための研修などの受講を推進し、支援しますと、こういうことがうたってございますが、私は、こういった、非常に混迷の時代、非常に今、NHKの大河ドラマで八重の桜が始まっておりますけれども、根本はやはり、その地域を活性化させていくというのは人だと、人が中心であるべきだと、このように思っております。目先のことは、すぐには成就しないかもわかりませんが、長期にわたって、この与謝野町の発展というようなことにつきましては、やはりこういった人づくりということが最も大事なことはないかと、このように思うわけでございますが、この成人の方々の学習機会、研修などの受講を支援しますという、190ページの地域コミュニティリーダーの育成を支援という形で、全て、いわゆる、それに取り組むんだという、その取り組むという、そういう言葉が、私はやっぱり必要じゃないかと思うんですが、その辺のことについての思いを聞かせていただきたいということで、質問に立たせていただきました。これはどちらですか。教育長のほうでもいいと思いますし、企画財政のほうの、いわゆる懇談会での、委員会で出ました模様も含めてお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 審議会のご意見ということもございますので、まず、私のほうからお答えをさせていただきます。今、議員のほうからご指摘がございましたように、人づくりという部分については、非常に重要なテーマだというふうに考えております。今、委員が言われましたように、203ページの上段の、いわゆる施策方針のところにも二重線で書き込んでおりますように、福祉、教育、環境、産業、文化などの、さまざまな分野で新たな芽が育ち、ともに学びながら大きく伸びる人材を育成するために研修などの受講を推進し、支援しますというふうに書いてございまして、これにつきましては、それこそ審議会でのご意見を踏まえまして、旧来、前期の基本計画では第5章の生涯学習のところにごございましたのを、あえて、この住民、地域、事業者、行政のパートナーシップという、いわゆる協働のまちづくりの章に移行させていただいたということでございます。その趣旨は生涯学習はもちろんのこと、もう少し広い分野にわたって、今、議員がご指摘の成人の方々の研修、あるいは資格、そういったものの取得等も含めまして、幅広く捉えていく必要があるということで、この項に移行させていただいたということでございますので、議員が持っておられます趣旨とは合うところではないかというふうに思っております。

当町では商工観光課のほうが持っております補助制度なり、それから、私ども企画財政課のほうで所管しております、ふるさと人づくりの制度なり、そういった補助制度も活用していただい

て研修を受けていただく際の支援をさせていただいているというところでございます。おっしゃるように、取り組みますという表現にはなっていないで、支援しますという表現でございますが、これはやはり、この項に移させていただきました趣旨と同様に、やはり住民皆さんみずからが、あるいは事業者のみずからが、そういった手を挙げていただく、そのことがまず、重要で、それを支援させていただくようなフォローを行政のほうでさせていただくという、そういう趣旨で今後、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 関連しまして199ページの、いわゆる公民館関係の地域コミュニティリーダーの育成、支援という形の中で、リーダー育成ということがうたってございますが、今後どのように取り組んでいかれることなのか、教育関連の教育長ですか、課長さんですか、お聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。公民館活動につきましては、それぞれの、特に地区の公民館活動につきましては、コミュニティづくりということで、その趣旨等をよくご理解いただき、そして、鋭意活動を展開していただいておりますことにつきましては、改めて敬意を表しますとともに御礼申し上げる次第でございます。公民館活動は、今後、重要になってくると、コミュニティづくりの核として重要になってくるとことは以前から申し上げていたところですけど、その趣旨をご理解いただき、活動が活発になっている点につきまして、本当に改めて御礼を申し上げます。

さて、お尋ねの公民館活動の、その指導者の育成ということにつきましては、従来から身近なところでは公民館館長主事会議、あるいはまた、主事会議でいろいろ情報交換をしながら互いに学び合い、そして、活動を鋭意高めていただいているという身近なところの研修の場、それからまた、公民館の連絡協議会等が開催いたします、その指導者研修会、そうしたものにも出ていただきながら、公民館活動についての研修を広めているところでございますし、また、大学の、その方面の造詣の深い先生方を招いて、そして、研修を積んだりしながら、その指導者の育成に努めているところでございます。いずれにしても館長さん、主事さんの、その研修への意欲につきまして、感謝申し上げます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 先ほども申し上げましたように、非常に、こういった低迷した中で、出口の見えない中で、どうしたらいいかということにつきましては、これはもう本当に行政側にどうこう求めるばかりではなしに、私たち町民もですね、やはり危機感を持って、どうしたらいいかというお互いの学習をするというんですか、そういったことを繰り返し繰り返ししていかないことには、なかなか人頼みでは脱皮できないと、このように思っております。これは、やはり女性の方も含めまして、やはり先ほども企画財政課長のご答弁でもお聞きしますし、また、町長のお言葉にも今、思い出しておるんですが、いわゆる支援します、支援しますということになっておるんですが、確かに支援ということは、一つの団体が、事業所が、そういう形の中で取り組まれることについて支援ということも確かに必要だと思いますけども、やはり個人ではできないことを行政側が引っ張っていくんだという一つの、取り組んでいくんだという、そういう力強い動きを、私は

期待したいと、今後5年間に、そういう方向で、文章は支援しますというふうなことになっていきますけれども、そういうことに取り組んでいくんだという、そういう強い思いでいただきたいと、このように思っております。そのことをお願いして質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、課長も申し上げましたが、203ページのところには、そうした伸びる人材を育成するため、研修などの受講を推進し、支援しますということで、やっぱりそういった機会は、これはやはり皆さんのニーズに応える中で、そうした場面というのはつくっていく必要があるでしょうし、私、せんだつても言いました、一番うれしい、条例づくりの中で、町民の方も育ち、なおまた、職員も、そのことについて研究をし、勉強し、そして、ともに一緒につくり上げた、ああいう条例づくりの成功があるわけですし、やはりそれを今後、具体的にするためには、そうした、育った方々が中心になって、今後、この地域の産業振興について、頑張っただけのものというふうには思っておりますので、それには時間がかかりますけれども、そうした手順を踏みながらやっていくことが大事だなというふうには思っております。

決して支援するだけという、財政的な支援だけじゃなしに、やはりそうした場面をつくって、その中で、ともに学び合ったりして、新たな展開を、この町の中でつくり上げていく、そういう牽引者になっていただくような格好になって、大変うれしいなというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 私の申し上げたいことは、意をくんでいただいたと思っておりますので、よろしくお願いいたします。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかにございますか。

1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） もう大分、皆さんお疲れですし、私も疲れておりますけれども、理解を深めるために、ちょっとだけ質問させていただきます。

まず、最初に、先ほど野村議員の質問のときにちょっと気がついたんですけれども、205ページに、その行政、議会、プログラムの中で行政、議会との役割分担の明確化ということで議会というのが新たに入っております。企画財政課長、この議会というのが入った、企画財政課長として入れられた、その趣旨をちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えさせていただきます。205ページの施策プログラムの中で、協働の仕組みの確立の欄で自助、共助、商助の欄のほうに行政だけを書いて、行政との役割分担の明確化というふうには、これまで書いてございましたが、やはり議会が、ここには抜けているというふうには判断をいたしまして、今回入れさせていただいたということでございます。やはり議会には議会に取り組んでいただく、その任務といいますか、役割というのが、当然あるわけでございますので、これまで、ここに書かせていただいてなかったのが、大変申しわけなかったと言ってもいいことであろうかというふうには思っております。今回、きちんと、このように入れさせていただきますまして、行政、議会の役割もしっかりと持つということが大事ではないかと思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） チェック機能を、提案等々をしっかりとやれという意味で理解しておいたらいいん

かなというふうに、私自身は思います。

次に、これ116ページと117ページの部分の都市計画の分なんですけれども、前期の計画の中では土地利用計画の策定に努めますとありますが、土地利用の検討を進めますということで、この文言から見ると、何か一ランク下がったような感じなんです。それともう一つは、その次の住民に対しというのが、前期にはあるわけですね。住民に対し都市計画の重要性や有効性について、理解を得るための施策を実施しますということであるわけですね。ところが後期には、これが、もう削除されとるわけですね。私自身は糸井議員も何回か言うておられますけれども、都市計画というのは大変大切だと、そのためには住民の理解も当然必要だというふうに思っておるわけなんですけれども、なぜ削除をされてしまっておるのか、この点について企画財政課長の考え方、建設課長、どちらでも結構ですので、答弁を求めます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 説明をさせていただきたいと思います。今の土地利用の関係についてでございますけれども、今の、この新しい与謝野町になりましての、新しい土地利用の関係につきまして、まだ、きちっと決まっていないというふうな状況でございます。その部分に関しては、いわゆる今回、平成24年度と25年度で農振の見直しがされるというふうなことも言われておりますし、そこのある程度整合性を持たせるべきなんかなというふうに思っております。今の土地利用の関係について、そういうふうに考えております。ただ、今、住民に対する、そういうふうな都市計画の、そういった学習ができていないというふうなご指摘を受けておりました、確かに、その部分については今後も、そういった、いわゆる差異、岩滝地域と野田川、加悦地域の関係については、もう少し、そういったことも説明することかなというふうには思っております。そのようなことでございますので、今回もちょっと話が変わってくるかもわかりませんが、都市計画課、いわゆる都市計画法の改正があるというふうな中で9月に中間取りまとめが行われたというふうな情報も聞いておりました、そのことについて都市計画課のほうにも行かせていただいております。

ここに後期の基本計画にあるように、いわゆる運用面だとか、あるいはまた、制度面の部分について引き続き、まだ、検討状況だというふうなことでございました。都市計画課といたしましては、いわゆる都市計画を採用するか、採用せんかというよりも、まず、最初に、いわゆる与謝野町の将来ビジョンをきちんと定めてくる必要があるかと違うかと、その中で、今の都市計画を使うか、あるいは別の方法を使うのかというふうなことは、町が、そのツールとして、いわゆる選択すべきなんではないですかというふうなことを言われておりますので、この点につきましても、もう少しまだ、庁内の中で調整をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 今の課長の話聞いておりましたら、都市計画でない、ほかの方法も含めてというようなことでしたけれども、そうする、土地利用についての与謝野町のあり方を検討することになってきたら、なおさら町民の理解というのは、私は必要だろうというふうに思います。そこで、なぜ、この町民へのPRの部分削除せんらなんだのか、そんな削除する必要でなしに、逆に町民への理解を深める必要があるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、

その点については、実務的にやろうということなのかどうかかわからんですけれども、要は、先ほど課長、言いましたように前期には入っておって後期で外れておると、なぜ、外れておるんですかということに答弁を求めます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをさせていただきます。確かに今、都市計画法の抜本改正というふうな状況でございますので、その点についてはもう少し、今の制度だとか、あるいは運用が変わるといふようなこともございますので、その部分については、もう少しきちっとしたことをしていけないと、やはり住民の皆さんのほうに説明するということが難しいのかなというふうなことを思っておりまして、いわゆるもう少し、今の制度面だとかいうふうなことは勉強させていただきたいというふうに思っております。

そのことによって、住民の皆さんのほうに、こういった都市計画というのは、こういうことですよというふうなことが出てくるのかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 平行線になるかもわからないのですが、これ後期の基本計画というのは、平成29年度までの計画なんですね。先ほど課長が言われた平成25年、26年ぐらいに都市計画法が、もし変わるというようなことになれば、平成29年までには新たな方法を考えるというのが基本になるわけですね。だから、そうなってくると平成29年までの構想、基本計画なんで、当然、その町民に対するという文言を削らなければならないということが、私には理解できないことを言うておるわけです。

何か答弁ありますか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。確かに今の平成29年度までの総合計画でございます。今の国のほうの都市計画の改正の部分については、さっきも申し上げましたように、まだ、きちんと決まってないということでございますので、その部分について今、京都府のほうなり、そういった情報をずっとつかんでいるということでございます。今、いわゆる手法として都市計画を使うのか、使わないのかというふうなご議論がございましたけれども、それは今までずっと3町がいろんなまちづくりをしてきたというふうに思っております。糸井議員のときにもご答弁させていただきましたけれども、いわゆる岩滝地域は、都市計画法に基づいて都市計画事業でまちづくりをされたということでございますし、その他の部分につきましては、いろんな事業を使ってまちづくりをされてきたというふうに思っております。そのことについて、いわゆる今、与謝野町として新しい、どういうまちづくりをするのかということが必要であって、その中で都市計画をいくのか、あるいは別の違う事業を入れてまちづくりをするのかというのは、今、先ほど申し上げましたように都市計画課としても、そういうふうなまちづくりをなさないと、それから、また、きょうの新聞にも載ってございましたけれども、綾部市さんが今の都市計画の関係で見直しをされるというふうなこともございます。これは今のまちづくりの方法を、いわゆる新しく10年後、20年後、町として、市として、どういうまちづくりをしたいのかということで見直しがあったというふうに新聞のほうにも書いてございました。それは今の、そうやって新しいまちづくりをする場合の、いわゆる都市計画というのは、私は一つの手法だと思っておりますので、それを使う

か、使わないかによっては、やはり使ったらいい場合もありましょうし、しかし、その部分は具体的な、もっと構想をきちんとまとめないと、そういうふうな話にはならないのかなというふうに思っております、そのことを都市計画課のほうも新しいビジョンをつくってくださいと、そういうことで、将来の都市計画等々の話をされるべきではないですかというふうなことだろうと思っておりますので、いわゆる町が、どういうまちづくりをする。そのところが当然、一番必要な部分ではないのかなというふうに思っています。

そこが今の、そういうことをする中で学習だとか、あるいは、もっとこういうふうにしていったらどうだということの議論が出てくるのかなと、これは町だけがやるというわけにもいきませんし、当然、地元のほうにも、こういうふうな計画を立てていきたいんです。そういうふうなことがないと、なかなか定まっていけないのかなというふうに思っております。今回、綾部市さんのほうが見直しをされたというふうに聞いておりますけれども、それも十分そういうふうな住民さんとのコンセンサスがあっての話だというふうに思っておりますので、今後も、今の、そういうふうな中で、いわゆる新しい町のビジョンをつくるべきだというふうに、私は思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 課長は課長なりの立場なり考え方がある。それはそれで理解しておきます。ただ、この後期基本計画、前期基本計画でもそうですけれども、いわゆる基本構想に基づいて前期の基本計画、後期の基本計画があるわけですね。だから、まちづくりについては基本構想10カ年計画の中に、こういうように町を、与謝野町を進めていきますというのがあるわけですね。それに沿って基本的には前期の計画があり、後期の計画があるというふうに、私は思っております。だから、前期であったものを後期でなくする。基本構想はかわらんわけですね、という意味のことを申し上げておるといことは理解しておいていただきたいということと。

それから、綾部の場合には以前から、その計画が進んでおります。京都府の場合には、綾部市に対して、いわゆる綾部市自体でまとめてくださいと、そして、それを京都府としては優先したいと思っておりますという答弁が出ておったわけですね、以前に。だから、今、今度の新聞でも出たようなことが起きてきておるといことなんで、その辺はどういうのか、既にいろいろな綾部市の構想と京都府とのすり合わせができて、そして、今回の発表になっておるといことも理解しておいていただけたらありがたいなというふうに思います。

課長の考え方、お願いします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今の、今回の綾部市の都市計画の見直しの部分については、いわゆる人口減少だとか、そういったものが起きておる中で、いわゆる都市計画というのは、一定縛りを設けておるわけですね。その部分をもう少し緩やかにしようかというふうなことが、今回の綾部市の見直しだったというふうに思っておりますし、今まで市街化区域だとか、市街化調整区域だと、そういうところの部分で一定、いわゆる縛りをかけておった部分をもう少し緩やかにしましょうというのが、この綾部市の見直しのことだというふうに思っておりますので、いわゆる町でも、この与謝野町でも、町として、どういうまちづくりをしていくのか、その部分が今、一番必要な部分ではないのかなというふうに思っております、その中で、いわゆる都市計画として必要なのか、どうなのか、いわゆるもっと別の手法を考えるべきなのか、そのとこ

ろが将来の、今の、この与謝野町のまちづくりの原点になってくるのかなというふうに思っております。

いわゆる町が10年後、20年後、どういうふうなまちづくりをする。そのことによって、この与謝野町が、大勢の人が、例えば定住化してくれるだとか、そういうことにつながっていくのかなというふうに思っておりますので、いわゆる私個人的な意見かもわからんのですけれども、そういうふうなゾーニングをするだとか、そういうことが、やっぱり将来のまちづくりの基本になるのかなというふうには、私個人的には思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 最後にちょっと企画財政課長に、この後期の基本計画をしっかりと理解するためにお尋ねをしたいと思いますが、この中で、いわゆる施策ですね、施策の中で促進という言葉が出てきます。促進します。推進します。進めます。努めます。図ります。充実しますという言葉が出てきます。よくいっぱい考えられたもんだなと、ほかにもあるかわかりませんが、私が見ておるのは、その程度ですが、この言葉の違いですね。言葉の違い、充実します。進めます。促進します。推進します。図ります。いろいろとあるわけですね。この言葉は、どういうふうに違いを理解したらいいのか、その件をちょっとわかりやすく説明していただけると、この総合計画の後期基本計画を見るときにわかりやすいということなので、よろしく願いをいたします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今回の総合計画の策定に当たりましては、総合計画審議会で進めていただいたわけですが、より具体的には各、三つの部会のほうで議論していただいて、それがもとになって構成してきております。その部会議論の中で一つ一つの文章の組み立ても考えていただいて作り上げてきております。努めます。推進します。進めます。促進します。充実します。図ります。いろいろと使い分けはさせていただいておりますけれども、それは前後の文章の流れと、そこから言葉遣いを選ばれているというふうに思っておりますので、そんなに大きな違いはないと思いますけれども、ニュアンス的に、やはり言葉ですので、使い分けはどうしても出てきますし、その部会の議論の雰囲気や踏まえて表現させていただいているというふうに捉えていただきましたらありがたいと思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 私自身は促進しますというのが一番あれかなと思ったり、推進します。進めます。努めます。図りますぐらいの順序になるのかなと思ったので質問したんですけれども、そういうことはなしに、言葉のあやだというような格好で理解して、もう皆、一緒だということですか。推進するのも努めますというのも、もう一緒のような感覚で理解しておいたらいいいことなんでしょうか。ちょっと念を押しておきます。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 全く一緒というふうには思っておりません。その部会の、先ほども言いましたけれども、思いを、どういう言葉で表現すべきかということを考えたときに、ここに載せさせていただいている表現が一番適当だったということかと思っておりますので、そういうご理解を願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私は私なりに理解をしながら、今後、質問したり進めていきたいというふうに思っています。以上で、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

家城議員。

9 番（家城 功） 議案第114号 第1次与謝野町総合計画の後期基本計画を定めることにつきまして、賛成の立場より会派、与謝野クラブを代表し討論をさせていただきます。

まずもって本計画（案）作成に当たり協力いただきました多くの町民の皆様、特にご尽力を賜りました与謝野町各種団体等の代表21名で構成されました、与謝野町総合計画審議会の足立委員長様をはじめ委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、多岐にわたる計画（案）を作成いただき、まことに敬意を表する次第でございますし、厚く御礼を申し上げます。

本案件は、今回、初めて基本計画の策定に議会も参画したこと、また、多くの議員が登壇し二日間にわたる審議が交わされたこと。このことは大変有意義なことであつたと感じております。でき上がりました本後期基本計画（案）は、事前にまちづくりアンケートを実施され、各種団体との懇談を持たれ、さらに前期基本計画の検証をされ、それらを十分に生かし、組み込まれた内容であると感じております。

第1章、安心と生きがいのある福祉のまちづくりでは、合併当初からの懸案事項の一つであります保育所の適正規模、適正配置やサービスの充実の検討が記され、また、高齢者や障害のある方たちへの保健や福祉のさらなる充実にも取り組むとあります。

第2章、伝統を生かし未来にチャレンジする産業づくりでは、地域産業の中心であります織物業をはじめ商工業、林業、農業など幅広い地域産業を自助、共助、商助、公助の中で役割を明確にした計画や支援策が記されております。

第3章、自然と安全を守る町の基盤づくりでは、新たに地震や津波、原発等の対策も組み込まれ、従来の災害対策に、さらなる強化がされると期待をしております。また、消防や地山治水、環境保全等の見直しもされ、誰もが望む安心のできる生活がおけると信じております。

第4章、快適で安らぎのある生活環境づくりでは、都市計画の検討も含めた町有地の利用や売却、町営住宅の改修や建てかえを見越した計画、また、高規格道路や地域交通、情報ネットワーク、上下水道、そして、交通や防犯の安全対策など、現状から次につながるための計画が記されております。

第5章のあすの人材を育てる教育文化のまちづくりでは、町の宝である子供たちの学校教育にどう地域がかかわるかが具体化されたり、町民の生涯学習や地域スポーツなどにも、さらなる充



実が図れるなど、文化や伝統がたくさんある与謝野町にふさわしい内容だと感じております。

第6章、協働で進めるまちづくりでは、行政運営や地域コミュニティなど、見直しや改善がなされ、町民がいかに情報を共有し、行政に参画できるか、それぞれの役割を明確にし、まちづくりでは町民一人一人が行うことが大切であることを示してあります。

第7章の重点プロジェクトでは、地域経済、安心・安全、子供、また、自治体改革、この四つの柱を立て、それぞれの重点的に取り組む内容が掲げられております。

この7章、34項目からなります後期基本計画（案）は、今後5年間のまちづくりや行政運営の大いに基礎となり得るものではないかと受けとめております。しかしながら、総合計画の基本構想の中には記されてあります、財政計画や庁舎問題、広域にはなりますが、ごみ処理施設等の重要な部分が入っておらず、残念であり、多少の不満はあるものの、議員各位の質疑にもありましたが、この後期基本計画を今後どう生かし、どう実施していくかが大切であり、早速、3月議会では、この基本計画の生かされた予算案が提案されることと信じております。我々議員には、この計画に基づいたまちづくりが、どう進められていくかということを検証する責務があり、また、協働のまちづくりの中では役割をしっかりと把握し、責任を果たす義務があると感じております。最後になりますが、まちづくりは、町の人全員が一体となって進めていくことが基本であり、そうした中ででき上がった町こそが、誇りが持て、納得した生活の送れる町であると信じております。

どうか町民の皆様におかれましても、積極的にまちづくりに参画いただきますことをお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

17番、今田議員。

- 17番（今田博文） 平成18年の合併から7年を迎えました。有線テレビ事業の推進などにより、町の一体感の醸成も少しずつ進展していると実感しています。長いデフレのトンネルの中で町も厳しい環境下にあります。税収の伸びは期待できない一方で、一般会計歳入の47%を占める地方交付税が一本算定となり、現在より12億円の減額がされることとなります。この厳しい状況をどのように乗り切っていくのか、このことは町に課せられた大きな課題であります。加えて人口の減少、少子高齢化の進展、地場産業の衰退など、取り巻く環境も非常に厳しいものがあります。しかし、嘆いてばかりではいられません。この環境を何としても打開してピンチをチャンスに変えるような発想の転換が必要になってくるのではないかと思います。この先、私たちの地域がどのように変わっていくのか、想定することは今の段階では難しいものがありますが、例えば、道州制導入の基本法制定も取りざたされております。

こういった将来の町の姿が変わっていくことも、我々は考えておかなければならないのではないかと思います。質疑の中でも申し上げましたが、この総合計画を推進していくに当たり、トップマネジメントの強化は否めません。まちづくり本部会などで議論することにより政策にぶれが出ないと思います。自分たちではなく、町のために大いに議論して、よりよい施策の実現にご奮闘いただきたいと思います。そして、議会と町長部局が切磋琢磨していくことが二元代表制のもとで民意が多様に代表されていくのだと確信しております。この基本計画を議決事項に追加したのは、第1次議会活性化委員会るときであります。委員会の中でかなりの議論を繰り返し、やっ

との思いでつくり上げてまいりました。現在は議会基本条例を具現化するために各地域に出向いて議会懇談会の開催や、各種団体との懇談などに取り組んでいます。当時の委員長として感慨深いものがあります。

最後になりましたけれども、長期間、総合計画策定のためにご尽力いただきました委員の皆さんに感謝を申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 第1次与謝野町総合計画の後期基本計画に対する日本共産党与謝野町議員団を代表しての賛成討論を行います。

第1次総合計画と前期基本計画は、合併間もない時期から少なくない住民と職員の手づくりで取り組まれました。そして、この5年間、数多くの先進的な施策を総合計画の協働や商助規定などの具体化として大きく成功させてきたところです。その例を挙げると、各地域につくられた福祉空間整備事業、安心どこでもプランの諸施設と地域共生型福祉施設、町内の経済に40億円もの経済効果を上げ、全国からも注目された住宅改修助成制度の実施、豆っこ肥料に象徴される自然循環農業、地域住民の期待に応えたりフレカやの里の再開、今後の産業振興の土台をつくり上げた中小企業振興基本条例の制定、全町に張りめぐらされたKYT有線テレビの光ファイバー化や防災ではデジタル防災無線の事業などなど、まちづくりですばらしい成果を上げてきました。このように住民の要望に応え、住民とともに進める町の姿勢に、まず敬意と評価をしたいと思います。

さて、後期基本計画は、より幅広い住民の参加で総合計画と前期基本計画を引き継ぎ、これらの成果を土台に、さらに新たな課題に取り組む内容になっていると評価をいたします。第1次総合計画の新たなキーワードに商助がありましたが、そういう意味では後期の基本計画のキーワードは地域密着だと受けとめました。例えば、この災害は、全町の災害対策は町全体の指揮命令系統が大事ですが、一方で地域での取り組みも欠かすことはできません。福祉では居宅介護、医療、福祉サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムが新しく打ち出され、また、障害者、高齢者介護、児童の分野を包括する地域福祉計画の策定も具体化されるという答弁をされていました。これらの地域での取り組みは不可欠です。農業では地域で農業や農地を支える地域づくりや話し合いを既に始めています。ごみの減量化も新しい焼却場の施設建設が進みますが、一方で地域での大事な取り組みとして求められています。教育では不登校などの多くの課題を乗り越えるための小中連携が重要になっていますが、同じぐらい地域との連携が求められています。これらのより地域に密着した課題を答弁でもされていましたように、新しい自治区や地区公民館の強化や行政との連携で進めていく、このことが後期計画では新たに光が当てられ、深められているというふうに思っています。これを実施するためにも、まず、第2次行革の中で、これらに取り組める効率的な行政機構をつくる議論をすること。そして、この後期計画のあっちこっちにちりばめられた宝石のような、この発想や新しい与謝野町流のまちづくりをまちづくり基本条例として住民の中で、ともに取り組む中で明確にしていく、このことが後期計画では大変、実行としては大事だと思っています。

また、一体感の醸成は大事ですが、どこの地域も同じことをしなければならないではなく、地

域の特性が生かされること。つまり地域によってやり方などの違うことを行政も住民も受け入れることが必要で、多様な地域づくりを進めていただきたいと思います。これらを含め、町民の暮らしと安全を守るために必要な課題に取り組む方向が全課で掲げられた計画だと評価をし、賛成討論とします。

議 長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第114号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第114号 第1次与謝野町総合計画の後期基本計画を定めることについては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第1号 道路法に基づく町道の標識の寸法等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、条例の制定について質問をさせていただきます。これも提案理由の中で簡単に、本当に簡単に説明していただきましたので、私も実際に奥深いところについては、理解ができていないというのが現状です。いわゆる地方分権に沿った改革なのかなというぐらいのことしか、あれできてないわけですが、いわゆる課長に今回、お尋ねしたいのは、これを町の条例として決めるということで、従来は国の規則の中で、このことがなされていたのかなというふうに思うわけですが、それで、この条例の中にも新しい分については、こうするけれども、古い分についてはというようなことはなかったですかいな。

とりあえず従来の部分と、今回の部分とで与謝野町にとって何か影響があるのかどうか、その点をまず、お尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたします。今回の標識等の寸法に関する条例の部分でございますけれども、従来と変更はございません。

議 長（赤松孝一） 13番、井田議員。

13番（井田義之） それと、この条例というのは、あくまでも与謝野町の、与謝野町という、頭にはないんですけども、与謝野町の道路法に基づく町道のということになるのかどうか、結局、国からの、そのまま、国の決まりを、そのまま与謝野町として、条例としてぽんと持ってきたものなのか、その点についてお尋ねをしたい。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員もご承知のように、この地方分権法に基づきまして、今回、第1次一括法の関係で、いわゆる標識等、それから、公営住宅法だとか、そういった部分について町が、いわゆ

る条例を定めなければならないというふうなことでございますので、今回の部分の、この標識等の寸法に関する条例につきましても、国の、いわゆる基準を使わせていただいておりますので、今回の部分の、この標識等の寸法に関する条例につきましても、国の、いわゆる基準を使わせていただいております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今回の条例の中では大きさとかいうのが大体、基本になっておるのかなと思うんですけども、その中で別表として、3条、4条、6条の関係が別表としてあるわけですね。その中で結局、例えば、これ条例ということになると、はっきりと条例の中に出てくるんだと思うんですけども、著名地点だとか、主要地点だとかというのが参考に、この資料としては一応、5ページですけども、あるわけですね。これを、いわゆる、これは国のだから、こういう錦が浦とか日比谷公園とか虎ノ門とかいう格好になっておるんですけども、私は、やはり町の条例として制定するというのであるならば、例えば加悦だとか、日比谷公園というのは、森林公園だとか、それから、虎ノ門については庁舎だとか何とかいう、いわゆる、そういう格好にするほうが、与謝野町バージョンでええん違うかなと、これはあくまでも、何かほんまに国から、ポイントやられた、それを、はい承知しましたという格好で、この一番最初に書いてある地域の自主性だね、自立性を高めるというのには、全然そぐわないんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そういうことにするのはぐあいが悪いんですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。これは、こういうのがありますよと、こういう種類がありますということで5ページから上げさせていただいておりますということでございます。したがって、例えば、2～3年前ですか、京都府さんが各交差点のところに地名なんかを入れたやつをされておったというふうに思いますけれども、これは各地域で、そういうふうなご協議をされて、こういう交差点というのか、こういう地点にしましょうかというふうなことでおつくりになったというふうに思っておりますので、私どもも、例えば、今の著名地点を、例えばやりたいということになれば、当然、地域のほうと、その辺の部分についてはご協議をさせていただくということになるかと思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 地方分権の中で進められておることなんで、やはり町の独自性というのを入れながら、町の条例という格好で、やっぱりやっていただきたいなということを再度、申し上げて、私の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第1号 道路法に基づく町道の標識の寸法等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第2号 道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、議案第2号について、若干の質問をさせていただきます。先ほど議案第1号と同じように、分権一括法の関係で、国からは都道府県を通じておてきたものを新しく町で制定をするということでの議案だと思っております。その中で、常任委員会の中では、恐らく詳しく説明をされたらと思うんですが、私は常任委員会が違いますもので、もう少しわからない、これを読んでおいてもわからない部分がありますので、理解をするためにお尋ねをいたします。

この中で、第4条ですね、第4条の車線等というところがあるんですが、この中に道路について第3種第5級、または第4種第4級の道路にあっては、この限りではないというふうになっているんですが、下のほうにある表を見ますと第3種の5級というのが、どこにも載っておりません。第4種の第4級というの載ってなくて、これは、どこにあるのかなと思って探してみたら、大分裏のほうのページのほうにあることはあるのですが、この今の第4条の中に5級、4級というのがありながら、その部分がないので、これはどういうふうに理解をしたらいいのかということと。もう1点は、第3種と第4種の道路というのは、どこでどういうふうに分けられて3種と4種になっているのかと、この2点についてお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今回は、今回の道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例といえますのは、いわゆる新設道路、また、改築道路の関係を指しております。したがって、今現在、与謝野町で道路改良を進めておる部分につきましては、この第3種と第4種の部分につきましては、特に第3種の部分について、町のほうで使わせていただいております。

質問の2点目の第3種と第4種は、どう違うのかということでございますけれども、第3種というのが地方部の道路をつくる場合の一つの規定でございます。それから、第4種というのは、いわゆる人口集中地域、いわゆるD I Dの地域の部分につきましては、第4種の、いわゆる、この道路区分を使うということになっております。

それから、もう1点、第3種の5級だとか、それから、第4種の4級の部分についてでございます。これは第3種第5級だとか、あるいは第4種第4級というのは、いわゆる500台未満の道路交通のことをうたっております、いわゆる車道でございますと、車道幅員が4メートルというふうな基準でございますので、今回、今、交付金事業を使って、うちのほうが改築なり、また、新設をさせていただきますのは、この第3種の3級、あるいは4級の構造令を使わせていただいております。

もう少し詳しく説明をいたしますと、まず、最初、道路をつくるには、いわゆる交通量、将来交通量がどのぐらい出てくるのかというふうな、いわゆる計画をつくります。それは今の日交通量の関係だとか、あるいは、道路センサスの関係で将来交通量を把握して、その中で幅員だとか、あるいは、ここの部分に歩道が要るだとか、そういうふうなものを我々のほうで計画をして、いわゆる道路交通、いわゆる幅員だとか、そういったものをつくらせていただいております。それが今の、例えば交通量をする中で、将来交通量が、例えば、第3種の4級だったら6,000台ですよと、そういうふうな格好で、そういったことに基づいて車線の幅員だとか、あるいは、そういったことを決めさせていただいておるといふような状況でございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 3種と4種の違い、わかりました。それから、今おっしゃいました5級と4級ですか、それは11ページが一番下の段に書いてある、いわゆる4メートルの幅員の狭い道路だから一応、今、与謝野町には該当するものがないと、ではないんですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、補助事業でやらせていただいておりますのが、将来交通量に基づいての道路改築なり、そういったものでございます。したがって、通常、例えば、ふたをかけさせていただくだとかいう場合の部分が、この第3種の5級、いわゆる500台未満の道路部分に当たりますので、その部分につきましては、この構造以外の部分ですよと、例えば、ふたをかけるだとか、そういうふうな場合には第3種の5級で、いわゆる将来交通量がない、いわゆる生活道路だとか、そういった部分が、この第3種の5級なり、第4種の4級に当たるといふうにご理解がいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） わかりました。それから、直接この条例とは関係ないんですが、今、あわせてお尋ねしたいのが、道路に引いてある線ですね、車線、センターラインとか、道路の一番端っこに引いてある線とか、いろいろあるんですが、町道で、真ん中の線はセンターラインで、大体理解できるんですけども、縁に引いてある、いわゆる側溝、路肩のほうに引いてある線というのは、有効な幅員から計算して引かれておるのか、それとも側溝のほうから計算して引かれておるのか、そこはどのような感じで引かれておるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたします。その部分につきましては、いわゆる車道から、いわゆるセンターラインから何ぼというのが、この車道幅員の2.75メートルだとかいうふうなことにさせていただいております。それがないと、いわゆる側線は引けないということになっています。昔の国道で、よく2メートル75ない道路がございますけれども、その部分につきましては、側線の部分が引いてありません。そういうふうな形態になっておりまして、それというのが、いわゆる昔の道路と今の道路というのは、さっき言いましたように交通量の関係だとかいうふうなことで、この道路構造令もずっと昔から基準に基づいて見直しをされてきていますので、今の幅員構成からいきますと、いわゆるセンターラインを引いて2メートル75以上なかったら、いわゆる路肩の、今ある線は引けない、側線は引けないということになっています。そうしないと、いわゆる、例えばぶつかるだとか、そういうふうなことがでできますので、それは公安委員会のほうの

管轄になりますけれども、線を引く場合というのは当然、公安委員会のほうと協議をさせていただいて引かせていただくということになっておりますので、いわゆるセンターから2メートル75をとったところに、いわゆる側線が出てくるというふうにご理解がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） といいますと、センターから2メートル75で引いてあるということは、それより広い道であれば路肩の部分はたくさん余ることになるわけですからね。それは理解できるんですが、そうすると、一応センターラインから路肩の線までが、2メートル75までが自動車が走る道ということで、その余分のところは道路としては一応、基本的には自動車は走らないほうがいいと、こういうふうにご理解するわけです。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、2メートル75というのが車道幅員の関係でございます。そのほかに路肩というのがございます。その部分は今の、例えば人が通っていただくとかいうふうなことになるだろうというふうにご理解しております。いわゆる公安委員会という路側帯というものでございまして、ちょっと道路のほうと路肩と路側帯というふうな格好で、用語が違いますけれども、いわゆる歩行者の方が通っていただいたらいいというふうなことでございます。

5 番（塩見 晋） 自動車は通らんほうがいいという意味ですか。

建設課長（西原正樹） 一つの明示をするために側線を引かせていただいております。それが一定、今ある道路、車が通っている部分、一つの明示をするというふうなことで、これは交通安全の関係もございましょうし、そういう格好で町のほうも新しい道路の部分につきましてセンターラインと、いわゆる側線の部分を引かせていただいて、より交通の安全を保つというふうなことで、今、そういうふうな格好で引かせていただいておりますというものが実態でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 大体、言葉遣いというんですか。車線については、大体理解できてきました。後の細かいことについては、それぞれ余り入り込んでお尋ねしてもわからない部分がありますので、今、聞いたことを参考にしながら、また、第3号でも質問したいと思っておりますので、議案第2号については、これで終わりにしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 議案第2号の質疑中ではございますが、ここで休憩をとらせていただきます。

13時30分より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 午後 0時08分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案第2号に対しましての質疑でございます。質疑ありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、道路法に基づく町道の構造基準についての条例について、質問をさせていただきます。

午前中、塩見議員がやられましたので、内容的には大体、理解できない部分もありますけれども、大体わかりました。

そこで、私のほうが質問したいのは、結局、附則として、いわゆるその条例以前の部分ですね、条例の4月1日以前の分については、当該規定は適用しないということで、除外規定があるわけですが、この除外規定に入る町道というのは大体、何線ぐらいあるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） いわゆる経過措置の関係でございますけれども、今、町のほうで行っております事業といいますのが、先ほど塩見議員のときにも申し上げておりましたけれども、明石香河線と、それから石川上山田線、それと岩屋川線の部分が今現在、いわゆる道路構造令を用いて改良をさせていただいておる区間でございまして、この部分が、この経過措置に入ってくるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） それと、あと一つ気になりますのは、先ほど道路標識の条例ができました。それについては看板の設置規則だとか、それから加悦であります景観条例だとかいう中に、そういう規制もありますね。その辺が関係する部分があるのかなと思ったんですけど、それは関係ないようでございますが、今回の場合に、いわゆる与謝野町の町道認定の基準がありますね、これとのいわゆるかかわりですね。今後、分譲宅地等とか、いろいろな問題で町道認定が出てくるわけですが、これについての関係というのか、これについては関係ないのか、関連が何ぼかはあるのか、その点についてはいかがなんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、分宅に伴います、いわゆる道路の関係についてでございますけれども、それは今の生活道路というふうなことで、ここでいいます、第3種の5級だとか、そういった関係で出てくるのかなというふうに思っております。

ただ、今、分宅の場合の町道基準につきましては、例えば進入路が行きどまりの場合は6メートルとかいうふうな格好にさせていただいておりますので、その部分については今の分宅、いわゆる町道の認定基準のほうが当てはまるということでございます。

その他の部分につきましては、今、第3種5級の場合でしたら、いわゆるある程度の箇所の部分について、ふたをかけるだとか、そういった措置でさせていただいておりますのが主でございます。その部分は従来、今、町が行っておりますような、改良系の部分で実施をさせていただきたいと思っております。これはあくまでも新しい道路をつくる場合の一つ、3種4級だとか、いわゆる一定の幹線道路の部分について、この道路構造令を使用していきたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ちょっと再度お尋ねいたしますけれども、いわゆる、これまでの分の分譲宅地、いわゆる町の分は別ですね、町の方は全然別にして、いわゆる一般の方々がやっておられる、行きどまりとか、いろいろな、そういうところで小さくやられる分譲宅地も当然あると思いますけれども、いわゆる大々的に分譲宅地、町の発展のためには、そういう分譲宅地もあるほうがいいわけですが、そういうような部分の、いわゆる新しい町道認定、それから、例えばプラントのような部分ができるのかというふうなときにですよ、そういうようなときに、いわゆる町道



を認定するわけですね。町道を認定しないかんわけですわね。そういう部分に今回の条例との関連というのがあるのかないのか、あるとすれば、どの程度あるのかということをお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、ここにあります第3種5級というのがございます。それが車道幅員4メートルというふうなことでやらせていただきたいと思っております。これは、今の町道の基準というのが、幅員が全幅で4メートル以上なかったらあかんというふうにさせていただいておりますので、その部分を用いさせていただきたいというふうに思っております。

この道路の改築の部分については、ちょっと私、今、あそこに資料があるんですけども、車道幅員が3種の5級の場合というのが改良率、そういった部分も含めての改良率というのが、この与謝野町内で確か67～68%ぐらいだったというふうに思っております。これは、今の3種5級も入れての話でございますので、今、改築をさせていただいた場合には、道路台帳で補正をさせていただいて、順次、そういうふうな図面の書きかえだとかいうふうなことは毎年させていただいておりますので、今後も、そういった中で改良をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、旧町から引き継いできた部分があります。それは4メートルにこだわらず、いうたら町道認定をさせていただいている部分もございまして、そのところは今後の周辺の状況も含めながら勘案をする必要があるのかなというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 過日、基本計画の中でも言うていただきましたように、いわゆる町に分譲宅地を販売促進を進めるということで、宅建業者の方々いろいろな打ち合わせをされたり、お願いをされたりした経過があるわけですね。

そういう中で、いわゆる今度の町道の基準、構造基準が条例ということで入る中で、結局、今後そういう方々が、いわゆる新しく造成をしていただく中で、恐らく皆さんは従来の基準に従って絵をかかれると思うんです。それは、もうそのままでいいのか、もし幾らかの格好で、こういうような格好でというような、こういうふうに変更になりますというようなことを言わなければいけない部分があるのか、ないのか、その点についてはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、新しい分譲地をつくられる中で、町道認定をというふうな話があれば、事前に、その計画を出してくださいというふうな中で、当課と調整をさせていただきながら、うちがお示しをする基準に基づいて、道路をつくっていただいているということでございますので、今回の部分のような、いわゆる3種4級だとか、幅員が7メートルほどある、全幅の部分が7メートルほどあるというふうなことは少し趣が違いますので、その部分については、今の基準を使っていたかなくても結構ですけれども、町として、やっぱりそれを町道として引き受けるということになりますと、やっぱり一定の構造というのは必要だろうというふうに思っております。それは従来、私どもがやらせていただいております、いわゆる地域のほうからご要望があった部分に対してお応えをするような設計で行っていただくよう指導しております。また、今まで町道認定として町が引き受けた部分についても、そのような格好で整備をし

ていただいておりますので、当然、そのことで合致をしなければ町道認定できませんので、私ももそうやって道路ができた段階では検査も行かせていただいて、うちのほうが指導をさせていただくものに合致するかどうかというふうな点についても検査をさせていただいて、お引き取りをさせていただいておるといのが通例でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 基本計画の中で、平成29年度には町の所有の分譲宅地をゼロにするという立派な高い目標を持って進めていただくわけですね。それについては、地元の方々の、業者の方々の協力を全面的に仰がなければできないだろうというふうに思います。そういう中で、ちょこちょこ、どうなのか、連絡を密にされる機会が多いと思いますので、もしそういう、これまでとは少し変わる部分があるのであれば、その部分については事前に、というのは、宅建業者の方々も商売なので、この広い土地に従来のような町道だったらこれでいいんだと、あとは分譲宅地のほうで金になるんだというふうな格好で計画を、土地を買う前からされるわけですね。もし、そういうことに影響するような部分が、もしあるとするならば、事前にお知らせをしてあげるのが町としての責務ではないかなと、親切ではないかなというふうに思って質問をさせていただきました。そういう方向で、できるだけ進めていただきますようお願いをして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第2号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第2号 道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第3号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の移動等円滑化基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案につきましても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほどの議案第2号に続いて、同じ議案第3号、これについては高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に基づく町の条例という分になっております。

その中で、第1条で、市町村道であって与謝野管理するものの、新設及び改築に当たって適合させるべき基準を定めるとともに高齢者、障害者等の移動範囲の円滑化の促進に関する法律に規定する道路等円滑化基準を定めるものとなっております。

その第2章、歩道等というところに、道路には歩道を設けるものとするというふうになっております。今、既にあるものは、一番最後に適用除外の分が、経過措置の部分があって、現状の道路、先ほど言われました計画とか工事中の3線以外については、3線には、これは適用しないということだと思っておりますが、新しくその道路をつくったり、現在ある道路を改修したりするときに、この歩道を設けるということは適用されていくのでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをさせていただきます。今、私どものほうで交付金事業を使って、道路の新設、あるいは改築を行っておりますのが、先ほど言いました三つの路線でございまして、そのうちの石川上山田線の部分につきましては、あそこの部分につきましては、交通安全の關係の事業を使わせていただいております。したがって、明石香河線だとか、あるいは岩屋川線というのは、いわゆる通常の道路改良事業でございすけれども、石川上山田線につきましては、いわゆる交通安全の事業を使って整備をさせていただきます。

それと申しますのが、あそこの部分が通学路というふうなこともございまして、今までは通学路、道の路肩の部分から自転車だとかいうふうなことを使ってなっておりますけれども、そういったことを、この事業でできないかというふうな中で、いわゆる京都府のほうから交通安全の關係で使っていったらできますよというふうな關係がございましたので、今回、今のああやって歩道をつくらせていただいておりますというふうな状況でございす。これは、ここに書いてありますように、その道路の目的というのは、ここからここまで行く道路の目的もありましようし、そこに、通学路であるとか、そういったことも影響してくるだろうというふうに思っております。

ただ、どうしても今、通学路の關係で見直しというのですか、新しいああやって亀岡で事故がございまして、今、そういうふうな見直しを京都府のほうも含めてできることになっております。町も今の關係で、ふたをかけたとか、あるいはそういうふうな歩行者、あるいは通学者に対しての安全をどうやって確保していくのかというふうなことが一つの議題となっております。それは、今おっしゃったように、そこの部分が、例えば、代替道路があるだとかいうのなら、また別の話かも知れませんが、いわゆる今後、やはり改築なり、そうやって新設をしていく場合に、そういった歩道が必要だということになれば、町はそういった格好で、やはり歩道も含めての整備をしていくべきなのかなというふうには思っております。それは、そういうふうな利用形態も含めて今後、調査する必要があるのかなというふうにも思っております。

ただ、例えば、横にもう家が張りついておるとか、そういった場合の改築ということになりますと、やはりこの物件を絡むだとか、そういうことも出てきますので、それは費用対効果も含めて今後、検討をする必要もあるのかなというふうには私は思っております。

したがって、こういった今の円滑化基準ができましたので、今後やっぱり町は一定、やっぱりこのことも含めて、もう少しこういった高齢者だとか、あるいは障害者だとか、そういった皆さんの移動等をどうやっていくのかということは一応考えて行かんならん話ではなからうかというふうに私は思っております。

それから、今、第1条の關係をおっしゃいましたけれども、ここに第1条の終わりのほうに、第10条第1項に規定するというふうなことが書いてございすけれども、これは特定道路のことを言うております。いわゆる障害者だとか高齢者の、そういう区域指定をしておる路線がござ

います。それは京都市を除く、京都府内では約17.6キロの部分、この特定道路という扱いになっておりまして、これは国土交通大臣のほう、いわゆる指定をしていくということになっております。この道路、特定道路の部分につきましても、今後、そうやって、今、基準を定めるようになっておりますけれども、この与謝野町には特定道路というものが、まだ、指定はしてございません。今のところ、そういうふうなことはございませんけれども、今後、やはり道路をつくっていく場合には、先ほども言いましたような、いわゆる歩道だとか、そういったことも一定配慮しながら、計画をしていくべきだろうというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。それでは、この1条というのは、特定道路に関する定めであるということですから、そうではなしに、いわゆる市町村道全てが含まれておるというふうに思うわけですが、よろしいです。そういうふうに思うわけです。

そうすると、先ほど、歩道等は必要があれば、費用対効果は当然あると思うんですが、必要があれば歩道等をつけると、改修とか新しい計画のときに、そういうふうにおっしゃいましたけれども、この条例からいくと、もうつけるものとするという形になってますし、今、課長は必要があればというふうにおっしゃいましたし、そこら辺の整理というのが、ちょっと僕の頭の中できにくいのですが、そこはどのようなふうに理解したらよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。この第1条の関係では、二つのことを一つ言うとするわけ

です。一つは、今の新しい道路をつくる場合に、そういった基準も設けなさいよということをやったておりまして、それから、するとともに、それから高齢者、障害者というのは、今の先ほど特定道路の関係を申し上げました。ここの部分も、いわゆる基準を定めるとともにということなんで、この基準と言いますのは今の、先ほどご承認をいただきました。いわゆる町道の構造の關係の部分に値してくるだろうと。そこによって、幅員だとか、そういうふうなものを示しなさいよというふうになっておりますので、さっき言いましたようなことも含めて、ここで高齢者、障害者のことをうたっておるといふふうに思っております。

したがいまして、今、全部の新しい道路、今後、新しい道路をつくる場合に、歩道云々というふうなことが出てくるかと申し上げますと、先ほども、私が申し上げましたように、横の部分に、そういった自転車道だとか、そういう場合が出てくる場合に、新たに、また歩道が必要なのかどうかということは、十分検討する必要があるだろうというふうに私は思っております、その部分を申し上げておったわけでございます。

当然、今そういうふうなことになるれば、そういうふうなことも含めて町は考えていかなんというふうに思っておりますので、これができたことによって、全てそういうことになるのかと申し上げますと、やはりそういうふうな調査もさせていただく中で、こういったことについても基準を一つ設けさせていただいて、その中で調整をさせていただかんんお話なんかというふうに私は理解をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今の話を聞きますと、隘路があれば、そこが歩行者として通れるところがあれば、

そこを、いわゆる歩行者の歩道として代用すると、そういうように受け取ったんですが。

それで、先ほどの議案第2号ともちょっと関係するんですが、この中には改修するときにということなんですけども、普通の道路でも、隘路がなければ歩行者が通れる部分をつくっていいということです。先ほど、路肩、路側というんですか、その話を聞きまして、歩行者とか自転車は、そこを通っていただいたらということでしたけれども、実際には非常に狭い部分がいっぱいありまして、条例の中では読んでいくと最低50センチですか、0.5メートルは路肩に要するというふうに書いてあります。

現状、今の道路で将来、改修することは別としましても、現状、今、道路を見ておきますと、非常に路肩が狭い。それから側溝の整備もしてふたもかけたり、できてきておりますけれども、よく見てみますと、その路肩の一番端、側溝との際がですね、ほとんどアールがあるというんですか、路肩が丸くなっていて、かまぼこ型になつるとかというのか、そこを歩けとか、自転車が通りましても途中で電信柱もいっぱいある道が多いんですけども、現状としてですね、とにかくそういうところが使いにくいと、将来、改修するときには直すにしても、やっぱりそういうことを今、どうしていくか、そういう部分の改修を。そういうことについて何か考えておられることはあるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをさせていただきます。今、どうしても道路といいますのは、横断勾配といいまして、やはり降った雨が横の側溝に流れるようにということで、大体1.5%から2%ぐらいの横断勾配をつけさせていただいております。それが通常の、先ほどの道路構造令にも、そういうことが書かせていただいていたということでございます。

ただ、今おっしゃったように、昔からずっとある道路の部分につきましては、昔は舗装を取って、新たに舗装を打つというのではなしに、今ある舗装の部分に、また、舗装を乗せるということになっておりまして、昔からある町道というのは、そういうところが多いんだろうなというふうに思っております。

それはもう、そういう時代は過ぎてしまったのかなというふうに思っております。今後はやっぱり一定そういうふうな横の宅地等々も含めて、そういうふうな補修をしていくべきのかなというふうに私は思っております。

したがいまして、もう今の舗装の上にもう一つかぶせるとかいうのではなしに、その部分を一旦、切削、削ってしまっ、新たに舗装をかけるというふうにさせていただいておりますし、当然、今、下水のほうでお世話になつと下水道を敷設した後の、そういった舗装の部分も、そういうふうな格好で補修をしていただいておりますのが通例でございます。

したがいまして、今後、町といたしましては、その上にかぶせるということも当然、出てくるかもわかりませんが、それは横の家の進入路等々の高さにもよってくるんだろうなというふうに思っております。そういうふうなことをしながら補修なり、あるいはまた、維持なりしていかなんのかなというふうに思っております。

ただ、今、議員がおっしゃいましたように、そうやって、ちょっとどうしても、勾配がついているのは、確かについておっておりますし、その部分が、どうしても昔からある道路の部分にかぶせたというような舗装の部分については、どうしても今の側溝に際に合わせるというふ

うなことはさせていただいておりますので、多少、今の1.5%とか2%というよりも、さらに勾配がついていると、そういうふうなことがございますので、それはやはりそういった補修をするときに一定、考慮をして考えるべきなんかなというふうには思っております。

それともう1点、今回、通学路の関係でふたをかけるというふうなことを考えています。これは、一定、通学路の関係で、そういうふうな整備をさせていただくことを考えておりました、その部分についてはフラットな部分も考えておりますので、そこを十分に、どういうんですか、置いておくなり、そういうことが可能なんかなというふうには思っております。

したがいまして、今後、それと歩道、通学路の部分になりますけれども、そこは一定、側線だとか、あるいは、そういうことも聞かせていただいて、できるだけ車道と、それからいわゆる路側帯の部分が明示ができるようにさせていただきたいというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今おっしゃっていただきましたので、もうそれ以上、僕も余り言うことはないんですが、現状にやっぱりお年寄り、それから障害を持った方、それから通学している子供たちが本当に歩きにくいと思うような路側帯が多いです。

私がここへ来るのに、いつも旧国道というんですか、三河内を通過して、加悦を通過して来るんですけども、昔でいう三河内の本通りあたりはかなり、今、言いましたかまぼこ型がひどい感じで、とても路側帯の白い線の溝側なんて通常歩けるような状態になっておりません。そういう部分は、既にもう気がついておられると思うんですけども、ぜひですね、先ほども、そう言っておられましたので、間違いないと思うんですが、舗装、次にやり直したりするときには、法令で決まった角度はあると思うんですけども、歩きやすい、通りやすい路側帯になるように、ぜひ注意を払ってやってほしいなと思っておりますので、よろしく願いをしといて終わりにします。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第3号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の移動等円滑化基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第4号 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番(杉上忠義) それでは、指定管理者の件につきまして、古墳公園でございます。質問いたします。

地元住民の方々が主体となって、管理運営がされるということになったわけでございます。このことによって、地域のコミュニティ活動が、さらに活発になることを期待しております。しかしながら、古墳公園につきまして何箇所か、改修が必要と聞いておるところでございます。そこで、改修計画といえますか、改修の予定についてお尋ねいたします。

議長(赤松孝一) 小池教育推進課長。

教育推進課長(小池信助) お答えさせていただきます。ただいまご質問の古墳公園の改修につきましてでございますが、確かに、私どものほうも、排水の点ですとか、いろいろと、兼ねてから問題になっている箇所もございまして、一応、掌握はしておりますが、そうした部分のハード事業、特に5万円以上の修繕ですとか、それから、大きな大規模改修につきましては、町の負担によってさせていただくということを明記、契約の中でしておりますので、その中で実施させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長(赤松孝一) 4番、杉上議員。

4 番(杉上忠義) もう1カ所、私、聞いてます、映像館でしたっけ、その改修は終わったんでしょうか。

議長(赤松孝一) 小池教育推進課長。

教育推進課長(小池信助) お答えさせていただきます。映像館につきましては、ただいま改修の予定は持っておりませんので、はい、今後の検討ということで、また、指定管理者のほうとも相談をさせていただく中で検討させていただきたいというふうに思っております。

議長(赤松孝一) 4番、杉上議員。

4 番(杉上忠義) 概要によりますと、4月1日がスタートになっておりますので、それまでには間に合うんでしょうか。この話し合いといえますか、改修。

議長(赤松孝一) 小池教育推進課長。

教育推進課長(小池信助) お答えさせていただきます。それ以降に検討を、指定管理者のほうとさせていただきたいというふうに思っております。

議長(赤松孝一) 4番、杉上議員。

4 番(杉上忠義) 多額の経費もかかると思いますので、慎重にはやらんなんですけれども、できるだけ早く、さい先のいいスタートが切れるようお願いしておきたいと思います。

それから、今後の運営方法では、近くのお寺でモミジ、特に紅葉のシーズンに観光スポットになりつつあります。そういった地域の連帯の計画といえますか、そういう計画についての調整はできているんでしょうか。

議長(赤松孝一) 小池教育推進課長。

教育推進課長(小池信助) お答えさせていただきます。確かに議員おっしゃるように、地域では、まちづくりというんですか、地域おこしのですね、慈徳院さんというお寺のモミジを活用しまして、夜の拝観というんですか、そういったものを計画されて、いろんな盛り上がりを見せております。

そうした地域の資源と古墳公園という大きな地域資源を活用させていただいて、より広く地域

づくりができるように、今、考えていただいております。それは、提案の中にも入っております。また、行政というんですか、教育委員会のほうも一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、今後の計画ということでご理解いただきますように、よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） はい、わかりました。それでは、先ほど申し上げました改修工事の点と、ここが上がってます指定管理者が行われる11の業務につきまして、十分な検討をされまして、調整をされまして、さい先のいいスタートが切れるようお願いして質問いたします。

議 長（赤松孝一） 15番、勢旗議員。

15 番（勢旗 毅） それでは、議案第4号の指定管理につきまして、古墳公園の関係で若干、質問をさせていただきます。

ふるさと産品有限会社が、ここが閉鎖をされましてからですね、非常に懸案になっておったわけですが、今度、地元のほうで、こうした会社をつくられて、そして当たっていただくということで非常に評価をしておきたいと、このように思いますが。

まず、お尋ねしますのは、この中に、いろいろの館についての記述が全くないわけですが、現状、このいろいろの館をどういうふうに使って、また、この指定管理も、あそこかなり手がかかると思っているんですが、どういうふうに使わせようと、あるいは指導されようと、このところお願いします。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。確かにいろいろの館は古い木造建築で、古墳公園の一つの目玉にもなっている施設でございます。現在のところは会議等に使っております。どうしても、木造建築ということもありまして、火を使うということに非常に問題がございます。その辺で、例えば、今、明石というんですか、その会社のほうから提案いただいております明石そばというんですか、これも公民館事業の一環で、その地域で、そういった特産品づくりに取り組んでいただいておりますけれども、そうしたものの提供という意味では、例えば、私の知らん部分もありますけれども、例えば、いろいろの館あたりで、そういった食事ができるようなことも一つかなと、ただ、ここには大きな問題としまして火を使うということがありまして、そうしたものを、どうした形でクリアしていけるのかなということがありますけれども、このあたり、できるだけ前向きに行政と指定管理者が一緒になって、有効活用になれるように図っていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15 番（勢旗 毅） 今、課長のほうから、火を使うことが難しいと、こういうお話でございました。確かにそれは難しいと思うんですが、あのいろいろの館はですね、丹後で一番古いといいますが、加悦奥の丸岡家が移築をされた。

昔の家は、大体、いろいろで火をたいて、くすばらかすことによって長もちすると、こうなっているわけですね。それを火をたかないわけですから、それは早く傷むと、このところは、まだまだ、まだ私は研究をしていただく必要があるのではないかなと、こういうふうに思っております。今のままでは、これはどうも宝の持ち腐れということで終わってしまうのではないかなと、



そういう懸念をしておりますので、よろしく願いいたします。

それからですね、この現地要員の配置計画を見てもみますと、受け付けが、業務は2名と4時間のシフトと、こういうふうになっておるわけですが、このはにわ資料館の人員の配置も含めてですね、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。現在のこと、直轄の今の状態を申しますと、臨時職員さんを3名お願いしております、受付業務と、それから窓口ですね、エントランスの部分、それから、はにわ資料館のほうの受け付けというんですか、その2人を常時お世話になっております。そうした形をとりあえずは引き継いでいただけるものというふうに聞いておりますが、よりいい方法等がありましたら、それは指定管のほうで考えていただく中で、また、うちのほうとも協議もさせていただく中で、よりいい方向で、効率のいい方向を考えさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、課長、今、ずっと10年以上、お世話になつとる方もありますし、また、10年に近い方もあると思っておりますけど、一応、この人たちでスタートしていただく。あと、この研修に、どういいますか、管理業務を円滑に行うために研修計画というのがあるわけですが、これは次代の人、次の人、あるいはそういう要員として、これは研修をさせていただきます、こういう理解でよろしいですか。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。ほぼ、そのとおりの形になっていくんじゃないかなというふうには思っておりますが、あくまでも雇用につきましては、できるだけ継続していただけるような方向で募集要項の中の仕様書の中で、引き続き勤務を希望する者を雇用することについて配慮するものとするというようなことでお願いをしております。

ただ、実際にどういう方をどういう形で継続されるかということについては、指定管理者のほうにお任せするという事です。ただ、ヒアリング等で聞いておる限りでは、やっぱりなれないこともありますので、当面は、例えば3人のうち2人になるのか、1人になるのか、その辺ちょっとまだ、的確ではありませんが、そうした形で引き継いでいっていただけるものというふうに聞いております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それではですね、この5ページにキュービクルの契約内容の変更について見直しがかかれております。現在、契約内容がどういうふうになっているかわかりませんが、施設的に、いわゆるキュービクルの見直しをしてもいいような電気の使用量になっておるのかどうか、そこをのところをお願いします。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。まず、議員、ご指摘というんですか、キュービクルのことを、運営管理の効率化ですか、合理化についてうたってというんですか、計画をしていただいておりますけども、ちょっとこの点につきましては、例えば、これから新しい器具としてLEDあたりをふんだんに導入することが可能であり、そうした面で、契約電力を落とせる

というような状況になれば、全くやぶさかなものではないというふうには思いますが、ちょっと今の時点では厳しい状況であるというふうに私どもは感じております。

それから、大変申しわけございませんが、1点、誤字がございまして、お手元に配付させていただいております、議案資料の4号資料としまして、4ページに(3)管理運営に関する事業計画という中で、施設の運営に係る考え方及び運営計画、その一番最初の入園者の増員を図るために、年2回が、1階、2階の「階」になっておりまして、大変申しわけございません、回数「回」に修正をよろしく願います。

議 長(赤松孝一) 勢旗議員。

15番(勢旗 毅) それでは、最後にもう1点だけ伺いをしときたいんですが、今、高圧受電機のことをお尋ねをいたしました。会社の設立目的に食料品、飲料、観光土産品等の販売ということが、これはどういう定款に書かれてもいいんですけども、この施設の中で、こういった販売をされるということになるのかどうか、一時、自動販売機が座っているところがありましたけど、今はありませんが、このあたりはどういうふうになっておるんですか。

議 長(赤松孝一) 小池教育推進課長。

教育推進課長(小池信助) お答えさせていただきます。事業計画にも上げておりますように、また、以前の指定管理者の第三セクターの会社も行っていただいたように、地元農産物の販売ですとか、それから土産物あたりの販売を計画されておるようです。このあたりが順調にいけば、この指定管理料あたりも改善されるのかなというふうに思っておりますので、この点については特に、民間ノウハウを生かすという面で、非常に期待をしておるところでございます。

議 長(赤松孝一) 勢旗議員。

15番(勢旗 毅) 久しくですね、ここがあいておりましたので、こうして地元で新しい体制ができたということで、連携を一層強めながら成功するように、ぜひ、ご指導をお願いをしたいと、お願いをしまして、終わります。

議 長(赤松孝一) 小池教育推進課長。

教育推進課長(小池信助) すみません。ただいま議員の質問に、お答えを言わなん分がありまして、自動販売機については置く予定で考えております。

15番(勢旗 毅) 終わります。

議 長(赤松孝一) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第4号 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで10分間、30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時19分)

(再開 午後 2時30分)

議長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして本会議を再開いたします。

次に、日程第6 議案第5号 野田川森林公園の指定管理者の指定についてを議題とします。本案につきましても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番、小林議員。

11番(小林庸夫) それでは、野田川森林公園の指定管理者の件につきまして、少しでございますが、質問をさせていただきたいと思っております。

この指定管理者の費用がですね、前回よりは若干アップしておるといようなことで、今回、計上されておまして、また、この表を見ますと、年々5万円ずつ削減されるというようにございまして、このいきさつというんですか、そういったこと、わかっておりましたら、アップしたことと、今後の下がってくる、ダウンされている、そのことにつきましてお尋ねしたいと思っております。

議長(赤松孝一) 長島商工観光課長。

商工観光課長(長島栄作) お答えします。まず、指定管理料の算定の部分での増額という部分につきましては、現在の原油といひますか、価格の高騰等によります基本的なランニングコストの増の部分等が大部分でございます。また、収支計画の資料13ページの、収支計画の中での指定管理料の応募の額が年々下がっているという部分でございますけれども、支出のほうでは特に額は変わっておりませんで、収入のほうで、それぞれ事業収入、また、事業収入としては、食事、宿泊の部分、それから、自主事業といたしましては、提案の企業によります自主的な事業の部分で増加を見込まれての指定管理料の順次減額というように提案でございます。

議長(赤松孝一) 小林議員。

11番(小林庸夫) ユースセンターの維持管理と合わせて森林公園のほうの広大な敷地の管理を、このコミュニティ野田川ですか、お世話になっているということで、大変ご苦労になつてと思っております。

ただ、ちょっと漏れお聞きしてまして、いわゆる重油のボイラーが、これは課長、よくご存じだと思いますけれども、現在1基しかないというように、非常に、いつとまるかわからないというように、これ一刻も早く予備のボイラーをですね、設置方を、これ町とは違うと思っておりますけれども、京都府だと思っておりますけれども、そういったことが確保してもらえないことには、入浴設備がありながら、そういった湯が沸かないというように懸念されるということもお聞きしておまして、ぜひ、そういうボイラーの予備の確保と、それとまた、お風呂場の、そういった経年劣化しておるといようなことも、非常に、管理されておられる方は一生懸命やっておられるわけでございますけれども、設備が老朽化しておるとい中で、日々、非常に心配の中で運営されておるといことを漏れ聞いておりますので、その辺につきましての、

府に対しての要望もしていただいておりますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。当施設、平成3年度から開設をいたしております、それぞれ20年を経過しておりますので、設備等が老朽化をしております。施設的には、京都府の施設ということでございまして、そういう中で大規模修繕については、京都府へ依頼をいたしまして、順次、改修をお世話になっていきたい状況ですが、京都府下の施設、この青少年的な施設につきまして、このころ、平成3年前後に建っている施設が、京都府下、たくさんございまして、順次、老朽化が進んできておまして、故障してから修繕というのが、もうそういう後追い、後追いみたいな状況になっている中で、もう24年度で、かなり京都府にはボイラーの改修につきましては、強く要望をしております、少しいい方向で修繕が一部できるかなというふうに思っておりますけれども、予備を置くのではなくて、今のものをかえるという、改修工事というような計画で、府へは要望をいたしております。

また、そのほか、屋根の修繕ですとか、高架水槽の修繕ですとか、結構、経費のかかる修繕がございまして、その部分でも順次、京都府へ要望をいたしておりますが、なかなか府もたくさんの施設を抱える中で、今の自然災害、ゲリラ豪雨等で先般も大規模修繕が伴ったということで、府のほうも苦慮されておりますけれども、引き続き要望していきたいというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 地域の中で、いわゆるご存じだと思いますけれども、食堂であるとか、いろいろといったところが、お店屋さんが廃業とか、そういう形のことも相まって、野田川地域にすれば非常に公設的なところで、非常に利用度が高い施設になつてきます。そういった意味で、本当にこうして頑張ってお世話になつての方々に対しての、やはりそういった不安を除くような、一つ施設更新を、ぜひあわせてお願いしたいということをお願い申し上げます、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。

本案につきまして、原案のとおり決することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第5号 野田川森林公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第6号 クアハウス岩滝の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、議案第6号の指定管理クアハウス岩滝について、1、2点、質問をさせていただきます。

資料を見ておられますと、このドルフィンですか、この会社の平成23年度の損益が非常に赤字になっております。数年来と申しますか、いろんな問題もあつたりして、こういう部分があるのかなというふうに思ったりはしているわけですが、この経営状態について、担当課はどのように思っておられますか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。ご指摘の部分、参考資料の28ページのドルフィンの23年度の当期損益の部分だと思っておりますけれども、この部分、前社長の事件等ございました。その後指定管理を順次、この会社自体が辞退をされまして、そういう中で人事面、また、経費面等でかなりの損失があつたものと思つてます。それから、岐阜のほうの指定管理を行つておりました施設の中で、入湯税ですか、その部分の試算の基準の思い違いと申しますか、そういう部分で追徴金が発生したという部分も聞いておられて、そういう部分で、指定管理、20施設前後の指定管理を行つておりましたので、相当な、このときの損益が出ておるといふふうに聞いています。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 損益が出た理由というのは伺つたんですが、あとこれから5年間ですね、この経営体質が持つだろうということでやっておられると思うんですけども、問題なく、その会社は続いていくというふうに判断をされておられるわけでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） はい、お答えします。平成24年度でも、経営の中でヒアリング、定期的にどういう状況かということで、ヒアリングを行います中で、そのような部分も会社のほうに尋ねておりますけれども、会社のほうからですので、順調にいつていますという答えは、若干弱い部分はありますけれども、今の形で粛々と申しますか、大きな損益を出さずに経営を進めているというふうにお聞きをいたしております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうすると、平成24年度は改善の方向に向かつておるといふふうに聞いておるといふことで、まだ、その平成24年度のが出てないのではっきりしたことはわかりませんが、そういう状況の中で、次の19ページになるんですが、収支の計画の中で、指定管理料が平成24年度の予算では1,851万6,000円ということで予算ではなつておられて、この平成25年度から2,300万円という、500万円にはなりません四百数十万円の管理料が高くなるということになってますが、これは主にどういうこととなるのか。新しいことを考えておられるのか、その点についてお尋ねをいたします。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。確かに平成22年度から3年間、平成22年、23年、24年度と、現在の会社のほうで指定管理をさせております。その中での、その当時の指定管理

の、町が示しておりました金額が2,000万円でございます。その中で、現在の会社から1,900万円を割るような、1,896万6,000円、1,859万6,000円、1,851万6,000円というような、順次、下がるような提案をいただいて決まっております。そういう中で、再度、平成25年度からの5年間を町のほうで、商工観光課のほうで試算をさせていただきました中で、重油の高騰等が、勢旗議員のほうからも、ご質問がどうか、ご提案ありますように、施設の有効活用ができていないという部分もございまして、結構なランニングコストの増がございまして、そういう中では3年間といえますか、する中で非常に経費がかかっていくという中で、収入もなかなか、今、大きく見込めない状況がございまして、その中では、町が今回、提案しておりますのが、試算が、2,650万円の試算でございます。人件費、また、ランニングコスト等、結構かかる試算になってございまして、そういう中で、この会社の提案が2,300万円というようなことでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、特に、今までの、この三者の比較シートでも見せてもらったんですけども、特に今までと大きく、ドルフィンがやる事業体が大きく変わって行って高くなっているというんじゃないしに、ランニングコストがふえてきておるといふふうにおっしゃったように理解したわけですけども、必ずしも契約は、この2,300万円になるかどうかということは、今後になると思うんですが、この比較シートの中でも、いわゆる電気代を少なくできるように、41ページには最大電力値ですね、デマンドあたりの監視システムの導入などで関西電力との契約を考えて、安くなるような方向にするというふうなことも、一応計画の中ではありますし、45ページには低温度差発電技術を活用していくとか、いろんなことが計画の中では書かれておりますが、先ほどの町の試算では2,650万円というのは、こういう部分も加味された上での、そういう金額なんでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。町が試算しております2,650万円の中には、そういったランニングコストの部分での試算はしておりません。これは2,300万円での業者の提案の中で、こういうことをすれば2,300万円ぐらいでいいますか、こういう指定管理料でいけるという試算の中で、そういう提案ということでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） わかりました。一応、ほんなら会社のほうが計算すると、こういうことを含めて2,300万円の指定管理料が要るだろうということのようですが、確かにランニングコストは上がってきておるのはわかるんですが、今の世の中、非常に厳しい中で、民間でも本当に苦勞しながら、電気代でも何とか上がった分を吸収しようとして努力をしているのが全体の空気です。そういう中で、町のほうが以前は2,000万円だったのを、コストの計算すると2,600万円になるという、余りにも上がり大きいように思えて、もう少しシビアな計算をして、町の税金の負担が少なくなるというようなことにならないもんだろかなというふうに思うわけです。もう一つには、ここまで投入しながら、この施設を町が運営していかなんのかなということも若干思うわけですが、その点について、町長は、どのように思われますか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

- 町 長（太田貴美） まだ、そういったことについて検討したことはございませんので、今ある指定管理者でしていただく、そこが、どこになるかは別としまして、指定管理者でお願いしていきたいという、整理をしてから3年、もうちょっとなるのかな。3年ですね。ですから、まだ、今の段階でそこまで民間にということは、私自身は考えたことはないです。担当課のほうでどういうふうな思いになっているのかということも、まだ、私自身は確認しておりませんので。
- 議 長（赤松孝一） 塩見議員。
- 5 番（塩見 晋） いや、僕がお聞きしたかったのは、こうして指定管理料がどんどん上がっていても、このクアハウスをずっと運営していくお考えなんかどうかということなんです。
- 議 長（赤松孝一） 太田町長。
- 町 長（太田貴美） このクアハウスだけではなく、ほかのところの指定管理を出しております町の所有しております施設、リフレもそうですし、いろいろなところも全てかかわってくる問題でしょうし、それらを検討する必要性の出てくる時期はあるだろうと思いますけれども、今のところ町として、指定管理でいくという方向を、一つ一つ検討した上でそういう結果になったわけですが、今のところそういう方向で考えております。
- 議 長（赤松孝一） 塩見議員。
- 5 番（塩見 晋） 全般に、これに限らずですけれども、指定管理の、いろんな施設があります。指定管理に名前のないものもありますけれども、私が議員にならせてもらって考えとるに、合併してから6年、7年になろうとしています。その中で実際にスクラップされたものが本当にあるのかなということを考えると、ほとんどのものが、中にはあると思いますけれども、続きながらきて、何とかそれを続けていこう、続けていこうという感じに見えるんですが、やっぱりあるところでスクラップしながら行政も身軽になっていかんと、いつまでも続けていっとるのはどうかなというふうに基本的に思ってますので、こういうことを聞いたわけですが、今回、町長はとりあえずのところ、今回は、これでいきたいんだということのようです。
- そこで、課長にもう一遍お尋ねするんですが、先ほど言いました町の試算が2,000万円から2,650万円にふえとるといふ、これがですね、ちょっと理解しがたいんですが、実際のところ電気代とか重油代で、これだけ上がるもんですか。
- 議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。
- 商工観光課長（長島栄作） お答えします。確かに、それだけで、これだけ上がるのかということですが、3年前の、前回の指定管理の試算の中では、結構、絞り込んだ金額を出しておったというふうには聞いておまして、これが2,000万円の、町からの上限額ということでございますけれども、ある程度、試算の中では結構カットしたといえますか、そういう部分では落とし込んでいる部分、減額をした部分があったというふうには聞いております。
- その後、プールなどで子供の痛ましい事件等もございまして、その部分では人件費的にも必ずプールには1人監視が必要でとるかという部分では、当然ありますし、その中で営業時間等の関係もございまして、ローテーションなど、非常に人件費でもカットできない部分もあるという部分もございまして、そういう、単純にランニングコストだけではございませんけれども、人件費部分でも、ある程度、額がかかるというふうに試算をさせていただきました。
- 議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 理由はいろいろとあると思うんですが、前回2,000万円、絞り込んで2,000万円だったという、おっしゃいましたが、そうすると今回は余り絞り込まずに2,600万円になったと、こういうふうに、また理解もできるわけですけども、先ほどおっしゃいましたように、いろいろ大変なことはよくわかるんですが、本当に絞り込んだ中で一生懸命努力して、努力というんか、試算ですね、試算の中で絞り込んだ中で、先ほどおっしゃった2,650万円になったということなんか。それとも、少し甘いような感じで、そういう形になっているのかなということ、非常に気にするわけですけども、課長にこれをお尋ねしても、いやいやもう一生懸命やった結果だという返事しかもらえんと思います。

とにかく、施設を運営していく上では大事ですけども、無尽蔵に、やっぱりお金を使っているというもんじゃないので、そこら辺はよく考えながら、これからの実際の契約の段階では、もう一度しっかり交渉をしてやっていっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前回の指定管理料に比べて、今回、高くなっているということに対する疑問もあるかと思いますが、実際、クアハウスも町が直営でやったら、これほどの騒ぎではない、大変な、人件費だけでも相当な金額がかかってくると思います。リフレでも、そうだろうと思います。やはりそこで、それぞれの指名された業者が、やっぱり知恵を出して、特にドルフィンの場合には、今まで一回もパイプや、そうしたものの点検もしてなかった、そういうものを指定管理者として出して、それをプロの目から見ると、もうとてとても、このままではというふうな点で、企業努力で、それらもきっちりとされた上で、皆さんに清潔な温泉でしていただくというような、我々には気づかない、そうしたノウハウを持っておられましたから、金額的には見えない部分での、そうした協力といいますか、貢献もしていただいているんだろうというふうに思います。

何が言いたいかといいますと、指定管理者に踏み切った理由には、そうした理由が、非常にほかの施設等の管理についても、そういう理由が多いということで、ご理解がいただきたいというふうに思います。

5 番（塩見 晋） 質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 15番、勢旗議員。

15 番（勢旗 毅） それでは、クアハウス岩滝につきまして、1、2点、質問をしたいと思っております。私は、ただいま町長のお話がありましたように、町が直営でやっていたときを見たことがあるんですが、それから考えますとですね、今の金額は、やむを得ないのではないかなというふうに思っております。特にですね、今回、ほかのところでも申し上げましたが、いわゆる温泉熱を利用した、非常に微小な電力ですけども、その発電をやるということで、熱海温泉に継いでやられるということになるのではないかなと思っておりますのと。

それともう一つは、岩滝温泉のパンですね、これが非常に好評だということを知っておりまして、新商品を、こうして開発を積極的にされとるということ、私は評価をしておきたいなど、こういうふうに思っております。年々、この数字を見ますと、7～8%ずつ入場者が伸びておるということで、非常にこれはありがたいなというふうに思っておりますが、私が質問をしたいの



はですね、先ほどちょっと課長のほうからお話がありましたが、私は、この施設はですね、入湯税の対象になる施設ではないかと思ってるんですが、そのところを税務課長にお尋ねをしたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。今、入湯税ということでございます。入湯税の課税をするときの根拠がありまして、まず、温泉を、鉱泉ですね、利用しているということと。

それから、奢侈的な行いがあるということがあったと思います。奢侈的というのは、飲み食いしたりというようなことだったと思うんですけれども、クアハウスにつきましては平成5年ですかね、つくられたときに温泉も利用しておりますし、あともう1点の奢侈的などいまいしょうか、飲み食いという分については、ないと言ったらあれなんですけれども、ないんかなというふうに思っております。その設立されたときの目的といまいしょうか、それが健康増進施設ということだったと記憶しております。そういう関係もありまして、当初から、これまで入湯税のほうに課税というか、検討されてこなかったんではないかというふうに、私は思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 大体ですね、入湯税の対象になりますのは、宿泊施設が対象になるんですね。しかし、そうであるなら、こういうふうなところはどのようにしているかと申しますと、大体100円、取っているところが多いんですね、全国的に見ましても。私は、ここは、非常に財源の話も出てきますし、やはり決まっているものは、場合によっては取る必要があるんじゃないかな。あるいは、これによって、どういった影響が出るか、わかりませんが、そういったことは、また政治判断もあろうかと思いますが、私は今の地方税法の中ではですね、この施設は取るべき施設なんではないかと思っておりますので、これについては引き続き研究をしていただきたいと、このように思っておりますが、どうでしょう。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 以前にも、勢旗議員のほうからご質問がありましたので、一定程度、勉強もさせてもらってます。この入湯税自体が目的税ということにもなっておりますし、使うに当たりますと、消防防災施設か、または観光施設ということがあります。

今おっしゃいますように、課税できるかどうかというのものもあるんですけれども、検討自体は今後もさせていただこうというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ここにですね、ドルフィンさんが出していらっしゃる数字を見ますと、これが半分としましても、私は一定のまとまった金額にはなるんじゃないかと、こういうふうに思っておりますので、一つよろしく願います。

終わります。

議 長（赤松孝一） 他に質疑はありませんか。

1 1 番、小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、クアハウス岩滝の指定管理につきまして、1、2点、質問をさせていただきますと思います。

先ほど、塩見議員からも、今回のクアハウスの、こういった指定管理料のアップのことが、質問がございましたが、町長にお尋ねするんですが、いわゆる来年度、平成25年度の町の予算、通常経費を5%カット、それをいわゆる3年間、毎年5%ずつカットしたいというような方針で今、予算に着手されておられると思うんですが、いわゆる目前に、平成28年度、長いようですが、すぐ来るとは思っていますし、そういった中でも町の持続的な運営ができるようにということで、少し早目から、そういう体制を取られたというふうに私は理解しておるんですが、そういった意味から、いわゆるちょっと乖離しとるんじゃないかと、考え方、いわゆる支出をカットしていかなきゃならないという中であって、こういった指定管理のほうについては、アップを認めざるを得ないというような中で取り込まれるというような姿勢がですね、果たして理解ができるのかなと、私は、このように思うんですが、いわゆる財源的に先ほど町長の答弁、お答え聞いておりますと、まだ、余裕があるのかなというような印象を持ってお聞きしたんですが、その辺のことにつきまして、どういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かにそうした、全体的に締めていかなきゃならないということは、これは現実なんですけれども、年によって投資的な経費、それについては、大きくなったり、小さくなったりすることがございます。トータル的に見て、全体的に、その突出して大きな金額にならないように、全体は引き締めていく必要がありますし、ある程度の事業をするにしても、同じ年度にどんとたくさん出ていくような、そうしたことではない、やりくりの中でやっていかなければならないというふうには思っております。通常の、そうした経費につきましては、これはなかなか絞り込むのは難しい、厳しいというふうには思っております。

やはり、できるだけ町民の方のサービスを低下させないようにということになりますと、この金額が、例えば、この金額は一応、指定管理料として確保はしておりますけれども、当然、この中で無駄が省けるものは、やはり締めていっていただくという努力も、企業側にもお願いしていかなければなりませんし、そうしたことで努力はしていく必要があるというふうには思っております。

個々の指定管理者の指定管理料については、上がるものもあればそうでない部分もありますけれども、先ほど課長が申しあげましたように、同じ人件費でも法的に、そうした、人を雇わなければならないようなことについては、これはやめるというわけには、これは、例え指定管理者であろうと、町のやる中であっても、それは当然、必要なあれですから、その施設を指定管理者でやっていくかどうか、先ほどもございましたけれども、そうしたことも考えざるを得ない、今後、町の、そうした指定管理でなしに全く、もう民間に運営を任せ切ってしまうというような形も、それは必要になってくるかもわかりませんが、一応、皆さんの思いでつくられた施設ですから、そのことについては町民の皆さんが、できるだけ町民の皆さんで経済が回っていくような方法を、やはり考えていく必要があるんじゃないかというふうに今のところ思っております。

あまり締める、締めるだけでも、当然、その締めていくという姿勢は変わりませんが、それをどこの部分でどうお金を使い回していくかということについては、大いなる知恵や努力が必要になろうかというふうには感じております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 昨年の9月に、平成23年度決算の資料をいただいた中で、クアハウスにつきまして、平成23年につきましては、修繕費が243万円使っておられます。これはクアハウス、ドルフィンさんが使っておられる、この決算ですけども。20万円以下は管理者が、指定を受けられた方がやっておられるという形で、それが243万円使っておる。その前は296万円ほど使っておられるということで、いわゆる会社として、そういった小さい補修はお世話になつとるということでございます。それから、20万円以上につきましては、町が負担するというので、昨年1,000万円ほど、そういったことで投資というんですか、補修を、町としてもなされておられます。

こういふような中で、先ほどもユースセンターでも申し上げましたけども、いわゆる経年劣化で、やはりどんだん施設というのは補修していかなきゃならないという中でありまして、本当に、こういった施設に町が、いわゆるこれから財政がだんだんだんだん、どういふんですか、福祉的な介護的な、そういった方向には、やっぱり手もかかり、お金もかかる。そういった環境の中で、本当に維持していかなきゃならない施設かどうかという、やっぱり根本の問いが求められておると、私は、このように思つとるんですが。

こういふことも、先ほど町長の、塩見議員の答弁では、しばらくは、このままというふうなお答えだったんですが、私は、そういった意味からですね、どういふんですか、いわゆる選定議員さんの、12名ほどいらっしゃいます。この外部委員の吉田先生なり、伊東先生なり、以前もお聞きしたかと思えますけども、いわゆるどういふ立場のお方でしたか、副町長、会計士さんでしたかいな、それと地区の、お住まいになっておられる地区がわかりましたらあわせて、このお二方の概略をお聞きできたらと思えますけども。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 副町長の前に、ちょっと私の聞き違いかなと思うんですけども、20万円までのことにつきましては、これ小修繕はドルフィンさんでしていただいて、それ以上のものは町がさせておられる。そのさせていただいた中身が、先ほど申しあげましたように、一度も手が入ってない、そうした配管だとか、そういうものについて調べたところ、非常に老朽化の進んでいるのを、そのままどうぞというふうな格好で渡しました。ですから、それをやはり修繕しないと、使っていくものも使っていくいけないということがあって、修繕をさせていただきました。

それと、温泉は、あれは与謝野町のもので。その財産をどう使うか、あるいは、その財産をどう見るか、もうこれは金食い虫だから、もういいですよと言うのか、その温泉を使って、やはり町民の人にどんだん健康保持だとか、そうした点で還元していけるかを見るか、その辺は、やはり私は、今のところ後者だというふうに思っておりますので、そうした意味で、この施設については、やはり町もかんだ形での管理をしていきたいという、そういう思いでございます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 与謝野町の指定管理者の選定委員会は、私をはじめ、全体で12名で構成をいたしております。私ほか役場の関係課長が委員であります、そのほかに、この12名の中には2名の学識経験者の方にお世話になっております。

お一人は税理士の資格を持っておられます方でありまして、もう1人は経営コンサルタントで活躍の方でございます。いずれも事務所は福知山市内にあったかと思えます。そして、この

2人とも福知山市で与謝野町同様、指定管理者の選定委員会のメンバーになっておられまして、こういった公的施設の維持管理については、それぞれ造詣の深い方でございます。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） この指定管理者の選定委員というメンバー、今12名のお方だということをお聞きしたんですが、この指定管理者の評価されるのもあわせて、なさっておられるというように理解させてもらったらいいわけですか。評価もあわせて、選定もされ評価もされておられると、業務評価というんですか、そういったことも、そういうふうに理解させてもらってよろしいですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） この2人の先生は、選定委員会のメンバーでございますので、会議があれば当然お越しいたきますし、せんだってのヒアリング、業者のプレゼンテーション、ヒアリングなんかも当然お世話になっております。したがって、今回の点数、評価といいますか、それにも参画をいただいています。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 私は、評価と申しますのは、選定される側の評価ではなしに、業務をなさっておられる、いわゆる経過の評価と、そういう意味で思っておったんですが、言うなれば役場の職員の方々が12名のうち10名占めておられるという中で、それもいいと思うんですが、私はやはり住民代表の方が、やっぱり3名なり4名なり、その中に役場の職員の方が少しおりにいて、住民代表の方々が入っていかれるというような形での選定委員会と、評価していただくというような、そういうようなことはお考えになることはないですか。そういうのが必要じゃないかと、いわゆる指定管理者の、この町内にもいろんな施設がございますが、町民の声も聞くという、そういう場が必要じゃないかと私は思うんですが、その辺につきまして、副町長のお考えが、町長ですか、ちょっと聞かせていただいたらと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 町の財産をどうしていくかということにつきましては、これは当然、役目不足かもわかりませんが、我々の中で、即、お金に直結する話でございますので、それらについては、この選定委員、公平的なところで見ていただいているお二人の先生方と一緒に論議するわけですので、それでいいんじゃないかなと思います。

ただ、そういうリフレでも地域の方たちと一緒に、そういう実際に、いろんなことをしていく、そういう知恵を地元の方もおかりしながら、あれは運営委員会でしたか、ちょっと名前は忘れましたが、そういう形と同じように、ここを利用しておられる方等も含めた、そういう何か、よりよい施設になるような、そういうことを考えていただくようなところも必要になるんじゃないかなと、過去にはあったのが、そのまま続いているのかどうか、私自身もちょっと不安ですので、あります、もうなくなったですね。ですから、新たな、そういうドルフィンというところにお世話になって、今後やっていく中で、住民の方たちの意見も言えるような、考えていただけるような、よりよいサービスができるような、そういう言っただけの場所を、やはり必要ではないかなというふうに思います。

ですから、この財産を管理する、これをどうするかということについては、今の形で進めたいと思いますし、実際にそれを運営をしていくときに、住民の方たちの意見も聞けるような場所は

必要になってくるかなと、そういう方向で考えたいなと思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 確かに町の財産を、町民の財産を管理していただくというお役目が、行政側の方々にはあるわけでございますので、それはそれでいいと思いますけども、やはりそういったことに資金投下をなさったり、そういうふうなことにつきましては、やはり町民の、いわゆるそういった声も、やはり必要ではないかと、議会で申し上げるだけでなしに、やはり町民の、そういった、どういうんですか、代表的な方々も入っていただいて、そういった運営というんですか、そういうことの必要性は、私は感じるわけでございますが、言うなれば、先ほども塩見議員も申されておられましたけども、順次、また5年後、いわゆる、これではいけないと、初めのドルフィンさんの話では、利益を得たら10%を町に還元しますと、ああいいことだなと思って期待しておりましたけども、還元してもらおうどころか、また、大幅なアップになってくるというような形のことで、果たして、こういうことの繰り返しで、ずるずるずるずるということは、やはり財政的な面からも、あるいは町民目線からも、私はなかなか難しいんじゃないかと、やはり町が本当に維持管理しなければならぬ、先ほど温泉と施設ということを町長、申されておられましたけども、温泉は温泉で、その温泉の権利はどうするかということは、また別のことでお考えいただいたらいいと思うんですが、やはりこのままずるずるずるずる、ずるずるという表現は適当ではないかもわかりませんが、果たして、そんなことでいいのかと、やはりはさみが必要じゃないかと。

例えば、指定管理料を、ここまでしか出せませんと、それでやっぱり受け手がなかったら、受け手がない段階で、ほんならどうするかということにやっぱり到達するまで、やっぱり腹をくくった思案が、私は必要ではないかと、そういった意味で、この選定委員というメンバーの中にも、町民代表の者も入れられてやるべきが、適当ではないかと、このように私は思っておる次第でございます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほどの町長の答弁と一部ダブるかもしれませんが、今回の3施設につきまして、それぞれ指定管理者の候補の団体からは、事業計画をいただいております。それぞれの事業計画をごらんいただきましたらご理解いただけますように、まず一つは、利用者でもある町民の方々の広報、公聴活動は頑張ってやっております。

そういった中でも利用者、言いかえますと町民の方々の、いろんなご意見はいただけるんじゃないかというふうに考えておりますし、それから先ほど申し上げましたように、役場の職員だけでなく、民間の有識者、貸借対照表であるとか、バランスシートが、損益計算書が読めるような、そういった学識の方も含めて、委員会を構成しておりますので、そういう中で適正な選定をさせていただいております。

それから、先ほど塩見議員からもご指摘がありました、確かにクアハウスにつきまして、今年度25年度は2,300万円という指定管理料、非常に町の財政が厳しい中で、多額の指定管理料でございます。

議員もご承知だと思いますけども、今回の古墳公園を含めまして町の施設、合計24の施設を指定管理でお世話になることとなります。指定管理料は合わせまして5,000万円を超える指

定管理料になります。こういった中で、いつまでも町の施設として存続させておくのかどうかという話は、先ほど町長も少し触れましたように、いつまでもずっと旧町から引き継いだ施設を永々と、検討を加えずに町の施設として残しておくということにはならない局面が将来は出てくるかもしれませんが、今のところは、それぞれの施設、引き続いて指定管理でお願いしたいと、町の施設として維持管理をしていきたいという考えでありますので、議員の財政の関係のご心配は、本当におっしゃるとおりでありますし、そのことは心して25年度の予算も現在、最終段階に入っておりますが、編成をしておる最中でございます。

以上、少し長くなりましたが、ご説明、答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） あんまり、ほめたたえることはいいんですけど、後ろ向きのことを申し上げるのは非常に申し上げにくいんですが、ならば、それだけ10年、15年の時代と比べまして、非常に経済環境、財政環境が厳しなつとるという中で、本当に、この町の行政として、責任を持たんな分野は、どういう分野かと、いわゆる高齢化で、本当にそういった、いわゆる手助けせんなんということについては、本当に手間も暇もかかると思ってますし、そういうような環境もあってですね、本当にそういった見きわめが、釈迦に説法かもわかりませんが、大事なときになると、このように思っております、あえて苦言を申し上げたようなことでございます。終わります。

議 長（赤松孝一） 質疑の途中でございますが、暫時休憩いたします。40分までお願いします。

（休憩 午後 3時25分）

（再開 午後 3時40分）

議 長（赤松孝一） 皆さんにお願いしておきますが、きょうで終わりたいと思っておりますので、あと日程がございませんので、一つご協力よろしく願いいたします。

それでは、休憩を閉じまして本会議を再開いたします。

ただいまの質疑を続行いたします。

質疑ございますか。

1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） それでは、クアハウスの指定管理について、2、3質問をさせていただきます。いろいろな方からたくさん意見が出ております。特に、私が質問します内容は、塩見議員とダブる部分があるかもわかりませんが、よろしく願いをいたします。

指定管理につきましては、一応、民間の活力とともに、町で運営するよりも、いかに費用が安く上がるかなというのも一つの大きな目的ではないかなというふうに思っております。そこで、今回、三つの業者が応募をされる中で、ドルフィンに決まったということです。以前のときには、3年前にはドルフィンよりも安い、いわゆる指定管理料のグループ、業者というのか、グループからの申請がありましたが、ドルフィンが最終的には決まったという経過があるわけですね。

今回、シンコーと100万円ぐらいの差ということですが、ここで実績のあるドルフィンに決まったということなんですけども、ドルフィンに決まった大きなポイントは何であったのか、これはやはり副町長ですか、何が一番、決定のポイントであったのかお尋ねをいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 追加議案資料の一番最後のページ、51ページにクアハウスの関係の採点の結果を掲げております。

ドルフィンに決まった一番大きな理由はというご質問ですが、細かい話は、いろいろ委員さんの思いがあったらと思うんですけども、委員さんの投票の結果、このようにドルフィン株式会社が配点1,320点の中で1,046点ということで決定になりました。それぞれ評価項目に掲げておりますので、ここを参考にさせていただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） いわゆるここで、今、副町長から言われました資料の中で、事業実施に関する事項ということで290点、あとは275点、268点ということで、ここで差が開いておるわけですけども、これはやっぱり3年間はドルフィンさんは、もうやってきていただいとったということで、いろいろな状況というのは、クアハウスの状況というのは、全てがわかっておただろうというふうに思います。

そこで、先ほど私が言いましたC団体、管理料について100万円の違いのC団体ですね、ここについては、初めてのことをやられたということもあるわけですし、それからドルフィンにつきましては、指定管理の後、地元でいろいろな問題が起きて、多くの指定管理が外れたというのか、指定管理から手を引かれました。

そして、そういうような経過のある中で、我が町では続けてやったわけですけども、そういうことも採点の中では加味されたというふうに理解をしたらいいのかなどうか、その点、お尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今のご質問にお答えをしたいと思います。2年ほど前だったと思うんですが、2年前ですね、2年前、新聞にも出ましたので皆さんもご存じかもしれませんが、元会長が個人的に贈収賄の関係で逮捕されました。岐阜県、愛知県の、いろんな施設の中で、指定管理を取り消されたり、あるいは辞退をされた施設もございました。そういった事情は選定委員会のメンバーも承知をいたしております。

しかしながら、クアハウス岩滝の指定管理、管理運営に当たっては、特段問題はなかったということで、実際、この間も資料にもありますように、平成22年度から23年度には8%の利用者増、平成23年度から24年度には7%の利用者増ということで、大変頑張っていただいておりますので、そういった個人的な会長の不祥事はありましたけれども、指定管理は取り消しをせずに現在まできておるといことすし、その辺の事情は委員の皆さんもご存じですので、寸借の上、採点をされているものだというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 次に、いわゆる先ほど言いましたように、指定管理の中では、いろいろな営業努力というのか、新しい民間的なルールで運営をしてもらおうということも一つの大きな目的でありますけれども、あとはいかに町からの持ち出しが低くなるかなということも、塩見議員からも多くの意見が出ました。他の議員さんからも出ておりましたけれども、いわゆる初めて来られたシンコーが2,400万円、平成25年、26年については2,400万円、ドルフィンさんについては2,300万円、100万円しか違わんということですね。ここで私は、やはりどうい

努力をされて2,300万円という数字にしかならなかったのかなと、これは町民的な立場、または議会的な立場から言いましても、やはりこれが少し、どうなのか、努力が足りないのかなというような見方をしてしまうんです。ただ、町長も言われましたように、金銭だけではなく、指定管理の中には施設の管理が大変大切な指定管理。それから、純然たる営業の指定管理。いろんな指定管理があるわけですね。

ところが、結局、クアハウスという名目の中で、結局、入湯料だとか、いろんなことで営業的な部分、食堂とか営業的な部分もあるわけですね。その分で努力をどんどんしていただければ、もう少し安くないかなというのが町民的な立場の期待ですね。その辺のところをどういうように理解をされたなということと。

それから、あと1点は森林公園は地元の業者の方でありますので、私は5年にされても十分理解ができるということなんですけれども、ドルフィンさんの場合には、そういう、先ほど言われました、副町長からもありましたような、会社の内部事情とか、それから、こういう金額を見ますときに、なぜ3年という、もう一度、3年という実績というのか、管理の中で何とかならなかったのかなという気がするんですけれども、この点について5年にされた、その決定の根拠は何であったかお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 幾つかのご質問いただきました、漏れがございましたら、また、ご指摘をいただきたいと思えます。

確かに、今、最初におっしゃいましたように、資料の50ページにあります、指定管理料につきましては、ドルフィン株式会社が平成25から29年度まで、それぞれ2,300万円。

それから、シンコースポーツとおっしゃいましたが、平成25年度から29年度まででは2,400万円から2,450万円ということで指定管理料の提案をいただいております。この数字の、この部分を、こういうふうにつつたら、もっと減るのではないかなというような、そういった議論はなかったかと思えます。

それから、指定管理の期間につきまして、10月31日の選定委員会の中で、今回、提案を申し上げております三つの施設につきまして、それぞれ公募の仕方、公募の範囲、それから指定管理の年限、指定管理料等々につきましてご協議をいただきました結果、2、3年前の選定委員会の中で、近隣の市町村、あるいは他府県の状況なんかを見まして、3年の指定管理期間を基本的には5年にしていこうと、例外的に最初の指定管理期間であるとか、一定の条件の場合には3年ということにしておりますが、基本的には、5年にしていこうという決定をいたしておりますので、それにのっかって、今回は5年ということにさせていただいたものであります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 再度お尋ねしますが、従来は3年であって、今回は5年ということで、決められて5年になったということなんですけれども、その3年の、こういうランニングコストとか、いろんなことで、移動を考えなければならない時期なんですね、今ね。そういうときに、3年を5年にされた、いわゆる3年だったら何が悪くて、5年だったら何がいいのか、5年にされたのは、こうこうだから5年というような、わかりやすい、町民の方々にもわかりやすいような説明がありましたらお聞かせ願いたいと思えます。



議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問にお答えしたいと思います。今、指定期間の設定の問題でございます。今、5年といたしますのは、まず指定管理者にとりまして、中長期的な視点に立った人材の確保、育成、それから機材の購入等、それから事業展開、それから、やっぱりいろんな利用者の意見を聞いた、やはりサービスの向上、そういったものを安定的に行うためには、一定やはり5年は必要だということの判断をいたしております。

それから、3年にする例というのでございます。これは、今回の古墳公園もそうでございますけれども、新規にされる場合、これについては、また、大変失礼な言い方しますが、事業展開など、見えにくいものがあります。まず3年の試行期間といったことでお世話になりたいということでございます。

それから、また、この例ではないですけども、施設によっては将来的に5年間は、施設の性格によりまして、どうかと言ったことも考え合わせて、3年、5年をさせていただいております。だけど、この指定管理者制度につきまして、一定5年を、やはり基本にしたいといったことで、これは利用者にとっても、それから指定管理者にとっても、やはり安定的な、あとは信頼と利用ということを考え合わせまして、一応、そういうふうに判断をいたしております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） そこでですね、3年契約と5年契約というのは、確かに契約をしてもらうほうにしてみれば、当然、5年のほうがありがたいというのが本来の姿だろうというふうに思います。

ということは、5年にすることにおいて、幾らかのメリットを、やっぱり営業努力的に生み出していかないかんわけですね。そうすると、この従来からの、いわゆる2,300万円という数字が、今の、もう少し何とか努力ができないのかなというのが、過去の3年間の実績を見るときに、そういうふうにとらざる、私らとしてはとらざるを得んわけですね。

今回、2,300万円という数字が出ております。これを提案されておりますので、これは受けるとして、平成25年度は2,300万円、平成26年度以降ですね、これをやっぱり下げていただく努力というのも私は必要でないかなと、指導をしながら、やっぱり努力をしてもらうということも必要ではないかなというふうに思うわけですが、その点についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 指定管理の契約につきましては、例えば、今回ご提案を申し上げますクアハウスにつきましては5年間の、議会でご承認をいただきましたら、5年間の基本契約は締結いたします。ただ、今おっしゃいましたような、指定管理料なんかにつきましては、単年度契約を更新する形にしております。

例えば、大きな経済変動があったりして、指定管理料を上げないかんという場合もあろうかと思えますし、逆に指定管理者の経営努力によって、売り上げが大きく伸びて、翌年度は指定管理料を減らすということもあります。いずれにいたしましても、指定管理料につきましては、単年度契約で毎年、更新をいたしておりますということで、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ドルフィンさんに営業努力をどんどんと言うていただくというのも一つでしょう

し、それからあと一つは、いわゆる私も余り行ってないので、えらそうなことを言えんのですけれども、やっぱりクアハウスの利用ですね、そういうようなこともしながら、やっぱり町の持ち出しを、先ほどから出ております。やっぱり減らすという努力を今後も続けていただきたいということ、これお願いをして質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議案資料の22ページに、私ちょっと間違っ申し上げたかもしれませんが、ドルフィン株式会社の欄に、指定管理を引き受けていただきました、平成22年度から今年度に至る利用者の状況を掲げております。

平成22年度から23年度には7%の利用者増、そして平成24年度は9月末の、同じ時期の比較であります、108%ということで、それぞれ、この地域にあって、頑張っ年々利用者の増を図っていただいております。それから、自主事業といたしましても、さまざまな事業を取り組んでいただいております。クアハウスは、ホームページをお持ちでございますので、それをごらんいただきましたら、毎月のカレンダーにいろんな行事をやっている、こんな特集をやっている、26日、風呂の日は、こんなことをやってるというようなことが掲げてあります。非常に頑張っ、この3年間、お世話になったんじゃないかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） わかりました。これ以上、もう2,300万円というのは天井であって、もうそれ以上は絶対に上がらないぐらいのつもりで努力を、お互いにしていただきたいということをお願いしまして終わります。

議長（赤松孝一） 14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、クアハウスのことに関しまして、基本的な問題で町長にお尋ねしたいというふうに思います。ここで質問を、本当は、するはずはなかったんですけども、質問を聞いておりますとですね、その何か方向が、ちょっとおかしなほうに行くとるんじゃないかなというふうな気もせんでもないわけです。財政の問題、収支面で廃止論まで出かねんような論議にもなっておるわけなんです。私はいささか、これは違うんじゃないかなというふうに思うわけです。

町の施設として、いろいろとあるわけですが、やはり文化施設なり福祉施設なり、あるいは体育施設なり、いろいろと、その施設によっては、その目的が条例で定めて設置されておるわけなんです。ですから、金銭面で申し上げますと、そういったものを全て、やはりおかしな方向に議論がいつてしまうんじゃないかなというふうに思っております。

クアハウスの設置条例では、目的がきちっと示されておるわけです。ですから町として、どういう理念で、どういう方針で、これを運営されておるのか、管理されておるのか、そこら辺がやはりきちっとしていかないと、やはり議論がおかしくなるんじゃないかなというふうに思っております。

そもそも、このクアハウス岩滝はですね、これは普通の温泉ではないわけなんです。ここにも書いておりますけども、やはり町民の健康増進及び回復、並びに、これによって町の活性化を図ると、これが一つの大きな目的であるわけなんです、町としての理念、管理運営、この方針はどのようなものか、この辺について基本的にですね、私は町長のお考えを聞いておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私の言い方が、ちょっとそのようにとれたのかなというふうに思いますけれども、おっしゃったとおり、条例できちっと設置目的並びに、それらのことが書いてあります。そうした中で、今は運用をしておりますけれども、非常に財政が厳しくなってくる時には、そうしたことも考えなければならないときも出てくるだろうという、そういう意味で申し上げましたけれども、しかし、現在こうした5年間の指定管理をさせていただくと、提案させていただいている以上、今までおっしゃってきた、そうした町民の健康増進、また、いろんな機能の回復のために、あの施設を使うという、そうしたことは、これはもう変わらない理念でございますし、設置目的でもございますので、やはりそれを財政的に厳しいから切ると、今の段階で、そういうことにはならないだろうと、しかし、将来的には、それらも見直していかざるを得ない、そうした時期も来るかというふうに思います。

先ほど出てきましたように、24のそうした施設がございます。ですから、それらも今後、やはり状況を見ながら、一定の方向性を出す必要がある。そうした時期も来るかもわかりませんが、今、そうした思いではなしで、あれだけ多くの皆さんが楽しみにして、あそこに通っていただいている、こういう状況の中では、お金にかえられない健康というものが、住民の皆さんに提供できているということについては、大変いい施設でもありますし、できるだけ、それを生かしていく、そうしたまちづくりが必要だというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） もちろん私は財政を無視して運営するということは申し上げてないわけなので、非常に財政面についても重要だというふうに思いますけれども、やはり基本理念だとか、設置目的だとか、そういうのは、やはりきちっととらまえた上で、そういった方針で運用していくということも、私は大事なことであるというふうに思うわけなんです。

そういった町の施設というのは、いろいろとあるわけですが、クアハウスに限らず。やはり、これは町民も、やはりそれを最大限に利用して、活用して、その目的に沿ったように、やはり町民も協力する、努力するということも、私は必要ではないかなというふうに思います。

クアハウスが、今、低迷しておるのはですね、やはり町民の利用が足りないということです。過去には、やはり黒字もあったわけですが、やはり私も一会員に、今ちょっと休んでおりますけども、町内の利用者よりも町外の利用者のほうが多いような状態だと、私は思っておりますが、これは長島商工観光課長がご存じだろうと思いますけれども、やはり町民も、やはりそういった町の、せつかくの施設でございますので、クアハウスに限らずリフレかやの里もございますし、あるいは体育施設もありますし、文化施設もあります。そういったことは、やはり皆さんが協力し、そして有効に活用する、そういったことが大事ではないかなというふうに思ってお尋ねをしたわけです。

ですから、私は、このクアハウスの利用も最大限に、町民の人たちも利用していただきたいと、そのためにはドルフィンさんの指定管理者に任せることなくですね、町としても、それなりの努力が必要ではないかなというふうに思っておりますが、その辺については、いかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まさしくおっしゃるとおりだと思います。バスのバス停を、あそこにかえるとか、やはり多くの町民の方が利用していただきやすい、そうした環境も、町としてもやっぱりしていかなければならないでしょうし、ほかの施設もそうですし、きょう、けさ方から問題になっておりますように、せっかくの、そうしたがん検診あたりでも受診率が低いということは、やはり自分自身のこととして、やはり自分の健康を自分でつくっていくという、そうした思いの中で、あるものを最大限に利用していただいて、健康な体を保っていただくと、そういうことを町は願っているわけですし、まさしく自助、共助、商助、公助の中の自助、つまりそうした機会を捉えて、自分の健康をつくっていくと、それも大きなまちづくりの要因だと思いますので、そうした意味で、ぜひ多くの方が、町内にありますいろんな施設を使って、元気になっていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 一つ町民、我々を含めてですね、町民の皆さんが、そういった施設を、クアハウスに限らず、やっぱり有効利用していただくよう、町民の皆さんにもお願いをしたいというふうに私も思っております。

以上で、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 他にございますか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） そもそも、この指定管理者制度というのは、国が法に基づいて、全国の地方自治体に強制的に導入を進めてきた制度です。したがって、与謝野町にとって、この制度がよかろうと、悪かろうと、やらなければならないという、地方分権とは正反対の、こういう内容で出発をしました。しかも、この国が制度を始めた時点では、与謝野町は合併の時期で十分準備をして取りかかるということができなかったという経過があります。したがって、とりあえずしなければならぬので、急いで何点かの施設を導入をされました。

その時点では、その後すぐに国のほうで、全国で指定管理者制度がいろんな問題を生み出してきたという中で、国が改善を求めるといふ、こういう事態にも陥りました。与謝野町では、準備が十分できなかつたということもありまして、その後、総務課で指定管理者制度の運用ガイドラインというものをつくって、これに基づいて指定管理者制度を与謝野町では運営するということになりました。

先ほど、5年間という、こういう問題も取り上げられましたが、このガイドラインの中でも総務課長が答弁された内容が明記されています。いわばガイドラインに基づいて、こういう内容で、同じようにやっているという答弁だというふうに受けとめました。それで、とりわけ当町の指定管理者の中で、町外の指定管理者というのは数が少ないです。しかも、この株式会社ということですね。そういう意味では、ほかの指定管理者以上に、このガイドラインに基づいた運営ということが、とりわけこの施設、この指定管理者には大事だろうと、この指定管理者にきっちり、それがやられないということは、このガイドラインが必要ないということになるほど、ものではないかというふうに受けとめています。

そこで、多くは言いませんが、少なくとも気になるのが、モニタリング制度を取り入れておられます。このガイドラインは全国の内容を十分検討されて、先進のものをつくられたということ

で、大変細かく多くの項目が制定されています。このモニタリング制度というのは、それをつくった後、実施されているのかどうか、とりわけ、この管理者に対して、毎年するという事になっていますが、そういうことがされて、この3年間の評価がきちりされた上で、今回の指定につながっているのかどうか、この点について総務課長のほうからお聞きを、ご答弁をいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 野村議員のご質問にお答えいたしたいと思います。今、ガイドラインをつくってということで、それに沿ってモニタリングがされているかということでございます。指定管理者制度のガイドラインに沿って、この施設についてもモニタリングを行っております。モニタリングを行うに当たりましては、施設の担当課といったことでさせていただいております。なぜかと言いますと、担当課と、それから、その施設とは、やはり密接な連携と、そういった関係が必要だということがございます。したがって、商工観光課のほうでやっております、それらは決裁で回ってくるということになっております。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうからもお答えさせていただきます。平成24年度からモニタリングにつきまして実施をいたしております。それまでにも、クアハウスにつきましては、定期的にやっておりましたけれども、ガイドラインが策定されました件もございまして、モニタリングを実施しております。細かくは月1回とか、半年とかいう部分がございまして、月1回につきましては、それぞれの施設から出てきます月報といいますか、月の報告の中である程度、確認をさせていただいております。

また、商工観光課といたしましては、平成24年度では、これまでに各施設2回モニタリングを実施をいたしまして、その状況なり経過を聞いております。そういうふうな形でガイドラインにのっとりまして、モニタリングを実施をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 当然、指定管理者は、この施設の設置目的、あるいは管理運営方針に基づいて努力をいただいているというふうに思っています。

しかし、その指定管理者が、どれだけ立派に運営されていても、努力されていても、そういう立場と行政の立場は、しっかり区別をして、そして、こういう運営マニュアルに基づいたチェック機能をですね、しっかり進めていくということが求められているだろうというふうに思っています。できましたら、こういう、初めての団体はもちろん無理なわけですが、とりわけこういう指定管理者の場合に、できましたら、そういうモニタリングに基づいた3年間の、今回は3年間のモニタリングはされていないと思うんですが、そういう内容での、もう少し情報をですね、出していただいた上で、判断できたらよかったなというふうには思っています。一定、選考基準に3年間のことを書いてありますが、大ざっぱな内容になってます。

それで、気になりますのが、1点だけ質問したいんですが、このガイドラインの中では、先ほど出されていましたが、地元の人が入った、例えば運営委員会なり、協議会なりという、協議会という名前だったと思うんですが、それも含まれているわけですね、非常に詳しい内容で。それがですね、今回の中でも意見交換会の実施ということで、先ほど言われました、新規導入というこ

とでなっています。

つまり、この管理マニュアルに基づいた、こういう問題も含めて、この3年間で、すぐに実施が無理にしても、取り組むということになっていなかったのかどうか、その辺の運営については行政としては、どういう立場で、このマニュアルに基づいて取り組まれたのか、お聞きをしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。管理組織としての運営委員会といいますか、利用者、また地元町民の方を含めた運営委員会の設置という部分でございましたでしょうか。それにつきましては、平成22年度、23年度、24年度と3年間の中で、実は商工観光課としても指導がきっちりできておりません。この点につきましては、平成25年度からの5年ということもございまして、その部分では、よりこれまでの3年間を生かした形で提案なりを受けたり、こちらからもしたりという格好で、きっちりその部分は運営をさせていただきたいということで、私どもも少し反省をいたしております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） どれだけ業者が立派に運営されていても、行政の立場としては、この管理マニュアルに基づいた立場でのチェック機能、あるいは連携、そういうことを今後ともお願いをしておきたいというふうに思います。

もう1点はですね、先ほど地元の利用者のことが取り上げられました。こういう施設、クアハウスはですね、たしか岩滝につくられる時点でも、全国的に地元の利用は大体3分の1ぐらいだったというふうに思っています。普通に運営するとですね、こういう形になる施設だろうと私は思っているんですね。しかし、設置目的や、そして、この施設の特徴から言えば、言われましたように、地元の利用がふえることが町民の健康増進、まさに、そのとおりなんでね、これは、よそにない運営、あるいは特色、これを盛り込まないと、よそと同じぐらいになるというのは、そうならざるを得ないのではないかと、私は受けとめています。

そういう意味では、総合計画でも指摘しましたが、地域密着ということに、より一層踏み込まれるという、そういう発想そのものが、この施設でも生かされて、地元の利用がふえていくこと、先ほど副町長が言われた総利用者数ということよりも、私は地元の利用者数がどうなるかということが大事だと思うんですね、そういう意味では、そういう地元利用者がふえていく、こういうことが特に、この施設は保健課ともかかわってですね、大事だろうと、こういう取り組みがなければ地元利用がふえていかないだろうというふうに思っています。

こういう点でもですね、今後、強めていただく必要があるというふうに思いますが、これはどなたが答弁されるかわかりませんが、お考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） まず1点目、運営委員会の話、先ほど商工観光課長もお答えしましたように、クアハウス岩滝の条例の第14条に町民代表であるとか、学識経験者15名以内でもって運営委員会を設けるといことがはっきりとうたわれておりますので、それは課長がお答えしましたように、平成25年度以降、きっちりとしていきたいと思います。

それから、町民の方の利用につきましても、先ほど町長が少しお答えしましたが、この2年ほ

ど前から、丹後海陸交通の路線バスを体育館の下からクアハウスへ回る、クアハウスの前にもバス停をつくっていただいて、バスを利用しないと利用できないような方の利便も図ったりしておりますが、先ほど糸井議員がおっしゃいましたよう、一番多いのは宮津の市民の方だと思います。

この理由は、いろいろあろうかと思うんです。単なる温泉ではなくて、健康増進ということで、水着を着てプールに入らざるを得ないとか、あるいは、いろんな健康保険の組合と、あるいは職員互助会のような組織と団体契約を結んで、そういった方の利用が多いとかいうこともあって、結果として宮津のほうの方が、町内の利用よりも多いという実態があるのかなというふうに思っておりますが、やはり町民に親しまれて、町民の健康増進を最優先しなければならないというふうに考えておりますので、このことは運営委員会でも、また利用者のお声を聞いたり、それから指定管理者の新たな提案も受けながら、従来以上に町民の利用をふやしていきたいというふうに考えております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） 質疑はございませんね。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数でございます。

よって、議案第6号 クアハウス岩滝の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第7号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第7号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 請願第2号 大阪行き高速バス路線に関する請願書を議題とします。

本案については、総務常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案につきましての委員長の報告を求めます。

家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） それでは、総務常任委員会に付託されておりました請願審査につきまして報告をさせていただきます。

受理番号2番、付託年月日が平成24年12月3日、件名が、大阪行き高速バス路線に関する請願書ということで、審査の結果につきましては、不採択とすべきもの。

委員会の意見等につきましては、別添の資料でご確認をいただきたいと思っております。

資料めくっていただきまして、総務常任委員会の請願審査状況について、ご報告させていただきます。

1、付託案件につきましては、平成24年、請願第2号 大阪行き高速バス路線に関する請願書でございます。

2、審査の経過につきましては、平成24年12月3日に本会議において、上記案件を本総務常任委員会のほうに付託がされました。

平成24年12月12日に委員会を開催し、紹介議員、山添議員に出席を求め、審議を行いました。

平成25年1月17日、委員会を開催し、丹後海陸交通株式会社において、高速バス大阪線の路線変更等の経緯の説明を聞いた後、審議を行い採決を行いました。

委員の主な意見といたしましては、本来の請願では、議員必携にも書いてありますが、民間に対する請願であり、本来の請願に当たらないという意見。また、利用者全体の利便性、サービス面、会社経営からの判断されたことであり、やむを得ない。また、加悦停留所がなくなったことについては不便であり、心情的には理解ができる。

丹後海陸交通株式会社から役場に、早くから路線変更の申し入れがされていたのにもかかわらず、住民や議会に説明がおくれたことが、請願が出てきた要因というような意見が出ました。

結果、採決を行いまして、賛成者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。以上です。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りますが、その前に、この請願審査意見書に対しましては、1回目10分、仮に同一人物が2回目は5分というふうに定められていますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、質問をさせていただきたいと思っております。今、報告で文書を読んで



いただきましたが、まず、初めに調査といいますか、いろいろと調べていただいたんではないかと思うんですが、私も手元にいただいている数字を見ます。バスの利用者については、下り便の場合で言うと1,440人が利用して、その利用率は10%を超しているというデータです。それから、上りの便は、ちょっと7%弱ですが、全体で上下便合わせて8.5%という利用状況です。

こういうことは、もちろん委員会の中で協議されてきたというように思いますが、私は署名の皆さんがですね、署名され、賛同された方が95名ということで、決して少なくない、ずっと地域の分布を見ても加悦町が中心になっているんですが、多くの方々が、そうしてされていると、その中で主立った意見も請願書の裏に書かれている、これも全部読ませていただきました。非常に切実な願いでした。

感想でいいますと、結論じみてあれですが、請願文書自身も、私は改めて非常に的確な中身が、文書のこととはともかく、的確な中身が入っていると思っています。もちろん大阪に行く便に対するあれだとか、帰る人の不便だとかいう問題はあるんですが、町が掲げるちりめん街道活性化計画との整合性等々ということの問題や、これに基づいて高齢化、過疎化などが進む本町にとって大きな損害になるのではないかということで、私からすると議会の基本条例ができましたけれども、まさに請願が、あの位置づけはですよ、請願については住民からの政策提起と、提案だというふうに位置づけて吟味する必要があるというふうに、私は文面であったと思います。全文が正しいとは読みませんが。そういう趣旨の議会の条例でした。委員長は、この辺はどうお思いなんですか。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 文面につきましては、議会は住民の代表機関として、民意を広く行政に反映するため、単に議会本来の権限、事項を処理するためでなく、町村の事務や議会の権限に属する事項に、全般に関して請願を受理し、これを処理するという理解をしております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、僕が尋ねたのは、請願文書を政策提起として、どう受けとめてきたかと、そういう立場でどうですかということを知りたいんです。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 政策提起という伊藤委員のご見解ですが、委員会では、この請願につきましては、民間への、先ほど報告もしましたが、民間への営業形態への部分が大半であり、この請願につきましては、議会宛てに提出されたわけですが、この内容につきましては、大阪路線という部分が請願事項の中に、まず、最初にうたってあります。この大阪路線という部分につきましては、政策的範囲には入らない。また、営業に関しての提言を議会がするという事は、越権行為にもなるのではないかというような意見の中から、政策提起という意見は出ませんでした。

それから、この大阪路線という部分で、丹後海陸交通株式会社さんにお伺いし、地域交通の一つの手段として、大阪線も入るのではないかというような質問もさせていただいたのですが、地域路線バスにつきましては、赤字補填について町や国の補助をいただきながら運営をさせていただいておると、ただ、高速路線につきましては、一切会社経営の方針の中で行っているものであって、全く行政の範囲からは、かけ離れておるといような会社の見解も確認をさせていただい

ております。以上です。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） まず、今、私、今の答弁を聞いていて、二つあると思っています。

一つはですね、民間だから、民間に対する請願だから、本来、請願に当たらないという、冒頭のね、委員の意見ということでありましたが、私は、これは、むしろこのこと自身がおかしいというふうに思っています。全国には、今、民営化されたバスがですね、もしくは民間が立ち上げた分もあるわけですが、多くのところで、こういう事態は起きています。この20年、30年ぐらいのスパンで見たときにですね、地方議会が、このバス路線を守れということですね、民間のことに対する意見書を出すとかね、請願が出るとかいう事態は多発しています。今、現時点というよりもですよ。ですから、請願が民間の内容だから、それには当たらないんだという見解は、そもそもおかしいのではないかというのが一つ。

それから、それを根拠づけるのはね、こうだと思んですよ。社会性、このバスというね、国民の足を守るというバスの社会性、公共性が極めて高いわけで、このことは基本的に当たらない、だから、先ほど言ったように、そういう請願としてきちっと扱うべきだったというふうに思っています。これが1点。

もう一つは、調査を十分されたような、今、話がありましたけども、私、紹介議員に出席を求めて審議したが、請願人からの審査を、なぜしなかったんですか。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 紹介議員に説明を求めて、請願者には求めなかったという部分の、後のほうの質問でございますが、まず、最初に紹介議員の意見を聞いた中で、その後、もし必要ならば請願者の方にも来ていただくという判断の中でさせていただきました。しかしながら、紹介議員に説明を聞いた後、委員会で諮らせていただきましたら、請願者にあえて来ていただかなくてもいいという判断でございます。それと、一つ目の質問でございますが、しっかりと議員必携を読んでいただきたいというのが一つ、思いでございます。確かに、民間の経営に関しては、一切請願として受けるような内容は記されておられません。

それと、先ほども言いましたが地域交通、地域路線につきましては、行政としての意見は、例え少なからずとも会社のほうにお願いするようなことはできるかもわかりませんが、先ほど申しましたように、この大阪行き高速バス路線につきましては、全くその範囲から離れておまして、これは、もうあくまでも会社自体の経営に関する部分でございます。

例えば、例えが悪いかわかりませんが、織物業が不景気だから機屋をやめる。やめないでくれという請願を受けて、議会がどう判断するのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） その問題は、再度、言ってください。答えます、必要なら答えます。時間を十分とっていただいたら、やります。

まず、1点目はね、先ほど紹介議員の出席を求めて、委員会で諮ったけど、だめだったということですね。そら委員会が、そういうふうに決めたら仕方ないという面もありますが、なぜ片方だけ、対象の丹海のほうだけ皆さん行ってしっかり聞いて、聞くところ2時間ぐらいですか。審査されたようですが、片や請願人からは一切聞いてない。この比較をどう考えますか。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 委員会では、紹介議員に説明を求めた中で、大体的内容が理解をさせていただきました。

伊藤議員がこだわっておられる、これに伴い大阪に行く、不便だとか、帰省の際の、どうのこうのとか、そういった話ではなく、裏面の、こういう人もおられますよと、代案はこうですよというようなご説明を受けまして、委員会で諮らせていただいた中で、請願者に直接、来ていただいてお話を聞くことはないだろうという委員会の判断でございます。それから、丹海にお伺いしてお話を伺ったことにつきましては、委員会で、なぜ路線が変更になったのか、その辺を確認がしたいという意見が出ましたので、委員会で、そこに出向きお話を聞かせていただきました。以上です。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今話を聞いてもですね、答弁の理由なんかも、丹海さんの、かなりいろんな情報を前提にした答弁にしか聞こえてこないんです、私。それは私の主観でしょうけども、そこですね、今、私が言いたい点はですね、丹海に行って、なぜ請願者さんをしなかったと、これは、私こだわるのは、冒頭に言った議会基本条例というものが、そういう位置づけで対応すべきではないかという指摘をしてるんですよ。

もちろん全部にやんなさいというふうに規定しているわけではないんですけども、そういう重みのあるもんだという、私は認識が大事だというふうに思っています。それはもう、先ほどお答えしていただいたんで、わかりました。

それから、政策提起という点では、冒頭に申し上げましたようにね、今、加悦だけではありませんが、与謝野町全体が公共交通網が、どんどん少なくなるというのはね、全協の中でも話がありましたよね、大変深刻な問題だと、町の活性化の上で、今、よそから来てもらえる人だとか、観光に来る人だとか、この町を見に来るだとか、いろいろありますよね。そういう方々に、どういいますかね、やっぱり条件を整えるというのは、まちづくりにとっては非常に大切なのではないかとこのように思うんですよ。そういう論議はされたんでしょうか。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 当然、委員会のほうではさせていただいておりますし、地域交通につきましては200円バスの、今、検討がされておまして、また、1月30日の全協では、また、総務常任委員会で配られました資料を、また、お配りになられて説明もあると思います。

現在、丹後2市2町が連携をして、単に料金を定額化するのではなく、路線や便数、ダイヤ編成などのバス路線全体を利用ニーズに合った体系に再編成するとともに、200円バスの導入により、住民や観光客が身近にバス利用ができる環境整備をするというようなことで、現在、進めさせていただいております。

先ほどから何度も申し上げておりますが、地域交通と、それから高速バスにつきましては、全く違う分野であるという理解をしていただきたいと思っておりますし、丹後海陸交通にお伺いし、お話を聞かせていただいた後、先ほど伊藤議員が言われます、その議会基本条例に基づいた考え方という、云々の部分でございますが、住民からは、こういうような声がいっぱいあるという中で、現在、丹海にも加わっていただき、地域交通については一生懸命取り組んでいただいておりますと、

そういった中で議会からお願いする部分といたしましては、もうちょっと事前に、その路線変更があるならば、事前に周知できればよかったなど、できたら、今後そういうことがある場合は、行政とのやりとりの中で徹底した周知徹底をお願いをしたいという部分と、もし、路線変更を今後、考えられる場合は、できましたら消費者ニーズの、また、意見を取り入れた中でダイヤ変更をお願いしたいということでございます。

また、丹後海陸交通におかれましては、いろいろとお話を聞かせていただいた中で、この高速バスにつきましては、先ほど伊藤議員の質問の中で、約10%の乗降者が加悦であるというふうに聞いておりますが、私たちがお聞きした中では、現在、京丹後市の利用者が約50%であると、それに対して乗車率は減っていないと。それから、長年の懸案であった大阪空港への乗り入れが実現できたということ。それから、高規格道路であります京都縦貫道を利用した中で、高速道路を活用して時間の短縮をしていく、そういった努力。それから、路線変更をすることによって、ご迷惑をおかけする部分もあるが、地域路線の中で、今後は配慮をしてほしいというようなお願いもさせていただいております。以上です。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、丹海さんのお話の中でということを経営者からお話があったんですが、今、僕が問題にしているのは、町内の200円バスの話をしていてはなくて、大阪方面に行くバスを加悦ルートでしてほしいと、この声の欄を、もちろん委員会の中でもあったと思うんですが、福知山の利用者も結構あるという声も出てますよね。だから、その点で、どうなのかという点が一つということなんですけど、その辺はどうですか。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 先ほどから何度も申しておりますように、高速バス路線につきましては、会社経営の一環であるというのが一つでございます。

それと、福知山のほうにつきましては、福知山からは何の苦情もなく、快く承諾をいただいたという回答をいただいております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 福知山って、全住民に聞いたわけじゃない。利用者が多いという話を僕はただけで、反対運動が起きているなんていうことは言ってないですよ。少なくとも利用者はいると、少ない人がいるということを私は言ってるんです。これは今の中にも出てます。確かに私自身も3、4度利用させていただきました。だけど決してね、あれはなくてはいかんなどという実感はしてませんよ。だから、非常に便利だし、大阪方面に出るについては非常に便利で安いという点で、私は非常に大事な路線だというふうに思います。

最後にちょっとお伺いしたいと思います。請願の要望事項という二つ目のなんですが、これが達成しないとき、今のバスができない場合は代案、もしくは補完案の立案及び、その運営という点では、委員会というのは、どういう中身になったんでしょうか。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） その件につきましては、紹介議員の山添議員のほうも丹後海陸交通株式会社のほうに伺われておまして、私どもが委員会で行かせていただいたときには、既にお話もされたと、そういった中で、この二つ目の項目につきます代案、補完案につきましてはの話も若干さ

せていただいたんですが、裏面の最後の伊根、岩滝、加悦、雲原、福知山、大阪、これを請願するというのが、どうもこの代案の内容ではないだろうかというふうに会社は受けとめておられました。

委員会も、そのような確認をさせていただきまして、可能ならばお願いをしたいということはお願いをしましたが、あくまでも、先ほどから何度も申し上げますように、大阪行き高速バス路線につきましては、地域バスとは全く違ったものでありまして、会社経営の方針によるものでございますので、議会としては、こうしてほしいということは最低限のお願いはさせていただきましたが、それ以上のことはできません。以上です。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう最後にしますが、今、繰り返し大阪へのバスがですね、いうたら会社の方針で、どうにでもなるんだという答弁だったように思います。よって、私は、それは見解が違うんではないかと、先ほど冒頭言いましたように、そういう民間バスとはいえ、そういう社会的責任を持つてるわけですから、その任務をできるだけ、できるかできないかというのは検討してみないとわからんわけですが、入り口から塞ぐような請願の拒否はよくないんじゃないかということを上上げて、終わります。

議 長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 入り口からふさがせていただいたのではなく、どうすれば、この請願を処理できるかという中で、委員会を開催させていただきました。

まず、その中で、路線バスと高速バスの違いというのを勉強させていただきまして、理解をさせていただいたつもりでございます。それから、あくまでも加悦町は通りませんが、野田川の本社前にはバス停がございます。そういった中で、今の、現在の地域路線につきましても、時間配分とかを考えていただくことによって、加悦の方も乗車していただけるのではないかとというようなお願いもさせていただいております。議会として、できる範囲のお願いは最善を尽くさせていただいたつもりでございます。

大阪路線の経営方針だという丹海さんのご意見をお聞きした中で、町が補助金を出せるわけでもないですし、これは会社経営の一環の中での取り組みでございますので、言える範囲と言えない範囲があるということをご理解していただければと思います。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） いいですか。

議 長（赤松孝一） どうぞ。普通、紹介議員が、そういったことは普通はあんまりないんだけど、かといって、したらだめという規定もないんで、どうぞやってください。

10番（山添藤真） わかりました。それでは、本請願について、若干質疑をさせていただきたいというふうに思います。まず、家城総務常任委員長はじめ、常任委員会の皆様、本請願のご審査、本当にありがとうございました。

この請願の審査状況の中の3番目、委員の主な意見、四つ上げられていますけれども、上記されてある三つの点についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

まず、第1点目の民間に対する請願であり、本来の請願に当たらないというところございま

すけれども、私が初めて請願者の方から、この請願の内容についてお聞きしたとき、民間会社に対する請願であるということから、私も若干、できるのかなというふうに思っておりました。

しかしながら、先ほど伊藤議員のほうからありましたように、丹海バスさんの事業体系というのは、公共性が強くあるものだという判断から、よし請願の紹介人になってみようというふうに決意をさせていただき、この請願の取り扱いについては、議長、そして、議会運営委員会のほうに、その判断を委ねたというふうに思っております。そうした中で、議長、そして議会運営委員会の中で、この本請願について、総務常任委員会に付託をされるというような決定があったことから、この第1点目の本来の請願に当たらないという見解は、いささか違和感を感じるんですけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 受け付けをいたしましたのは、私ではありません。事務局でございます。

ただ、請願は、国民の権利であるから、請願をしようとするものは未成年者、成年被後見人を一切問わず、自然人はもちろん、法人、外人も認められているという中で、請願を出す権利は国民には必ずあります。それを受理されまして、うちは付託を受けまして、その審査をさせていただいたと、それだけです。以上です。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 議会運営委員会の決定というのは、私たち議員にとって、従わなくてはいけないものだというふうに先輩の議員の方から教えられてきました。その議会運営委員会の中で、総務常任委員会さんに対して付託をされるというような請願であることから、この本来の請願には当たらないという文面、これはいささか私は疑問を覚えております。この点、私と家城総務常任委員長との見解の違いなのかもしれませんけども、この点については指摘をさせていただきたいというふうに思います。

第2点目の利用者全体の利便性、サービス面、会社経営から判断されたことで、やむを得ないというふうにありますが、この点に関しては、請願者の方々もそのように、丹海バスさんの経営に対しては配慮をされていच्छやいます。その結果、この請願書の文章が上記の要望が達成しない場合、代案、補完案の立案及び、その運営という請願の事項になっているというふうに思っております。

先ほど、ご答弁の中で、補完案、代案の検討はなされたのかというような質疑がありましたけれども、この点について、委員会内では詳しい議論があったかどうか、そして、その内容について、もう一度伺いしておきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） まず、最初に一つ目の請願の、民間に対する請願であり、本来の請願に当たらないというのは、私の見解ではなく、委員会の意見でございます。そういった中で議員必携、山添議員も当然、持っておられると思いますが、これには請願の内容がうたってございます。これに関して、読んでいただければ個人経営に関すること、そういったことに対しての請願を受けることはできないとは明記はしてありません。ただ、公共に関することに対して受けなければならないという明記がしてあります。

逆を言いますと、個人経営に対しては、そういった請願が本来の請願ではないのではないかと

いう意見が出たということでございます。

それと、二つ目の利用者全体の利便性、サービス面、会社経営から判断されていたことであり、やむを得ないという中で、代案について、どう審議をされたかということでございますが、先ほども申し上げましたように、丹後海陸交通株式会社にお話をお聞かせいただいた中で、その代案の件も、当然できることならというようなお願いはさせていただきましたが、先ほどから申しておりますように、高速路線バスにつきましては、地域交通とは全く違うものだという見識の中で、こちらから経営に対して、議会がどうのこうのということではできないので、お願いという形では、させていただきますが、そもそも、この請願自体が、先ほど1番目に出ました意見がほとんどの方でございます。本来の請願の趣旨からは外れているのではないかと、会社経営に対しての請願を議会が受けることはできないのではないかと、そういった審議の中で、代案を中心に話し合ったという経緯はございませんが、お願いできる範囲は全てお願いをさせていただいたつもりでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 私が丹海バスさんに行かせていただきまして、その中でお話をさせていただいたのは、高速バス路線については、補助対象でも全然ないし、会社経営の中での一戦略であるというようにお聞きいたしました。

しかしながら、この路線がなくなったことにより生じた、ある意味、不便を、地域交通の路線の中で補完をしていくというような考えはお持ちだったように思っております。この点については、どうでしょう。議論はありましたでしょうか。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 繰り返しさせていただきます。高速バス路線と地域公共バスの路線は全然違うというようなお話が、先ほどありました。しかしながら、路線バスで生じた穴を地域交通路線で埋めるといような視点の中から、丹海バスさんは現在、この200円バスの導入検討についても、話というか、議論をされているやに聞いております。この点については、常任委員会の中でお話しはあったのでしょうか。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） ちょっと質問とずれとるかもわかりませんが、この200円バスにつきましては、総務常任委員会のほうで、企画財政課のほうから報告を受けた部分でございます。

全協でも皆さんに、現在の進行状況の報告があるのではないかと、そういった中で、この路線バスがなくなるから地域バスがどうだとかいう部分ではなくて、この路線バスがコース変更になったことによって、停留所が、先ほども言いましたが加悦を通過して福知山を抜けて行く路線が、野田川の本社の前を通過して、それから宮津から縦貫道に乗られて行かれる路線になったと、そういった中で、ひまわりバスだとか、丹海がふだん走られております地域路線バスだとか、そういったバスに、どうこの路線をカバーする、まあいうたら大阪行きのバスに乗るために、今までは加悦のバス停まで歩いて行けばよかった人が、例えば、野田川の本社で乗る方が、もしおられるのならば、どういう手段をとったらいいのでしょうかというような質問は、当然させていただきました。

そういったときに、地域路線を使っていただくのが一番よろしいのですが、ダイヤ改正もあつ

た中で、なかなか、そもそも地域路線のほうには、丹海本社前というバス停はございません。水戸谷のほうでおりていただいて、そこから5分ぐらいは歩いていただかんなんと、そういったことも丹海のほうは気にもされておりましたが、そういった中で今回、やむを得ず路線変更をした経緯の中には、先ほど申し上げました、長年の念願でありました大阪空港への乗り入れが実現した、それに伴って高速バスとって銘打っている以上は、時間のロスが何十分も出ると、高速という意味がなくなるので、その利用者の方のニーズに応えるには時間短縮もしていかなければならないと、そういった中でこの路線変更させていただいた。

ああそういうことですかという中で、委員会としては今後、ダイヤ編成が、もし地域バスでもあるのならば、水戸谷でおりて歩いて、多分ゆっくり歩かれたら10分ぐらいかかるかと思えますので、それを考えた中で、バス停を移動される中で、高速にすんなり乗れるというようなことも配慮がさせていただきたいというようなお願いは十分にさせていただいておりますので、その辺で、ご理解をしていただければと思います。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ただいま家城委員長のほうからありましたように、そういった丹海バスさんに対して、総務常任委員会のほうでお願いをされたというようなことだというふうに思うんですけれども、まさしくその件が二つ目の請願事項に当たるというふうに思っております。

この点については、総務常任委員会の皆さんの判断、そして、議論というのは、どうだったんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） お願いをさせていただきただけでございます。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） しかしながら、この請願書に関しては、二つの事項、ともに不採択という判断をされていらっしゃいます。

一つ目の大阪線高速路線バスの再開については、よくそのご答弁の中で、不採択とされた理由はわかるわけですが、二つ目の請願事項については、いささか不採択とされる理由がいまいち、よくわからないんですけれども、この点はいかがでしょう。

議 長（赤松孝一） ちょっと待って、山添議員、今の件は十分答弁されてますんで、あとは不採択になったことに対することがあるならば、あとは討論のほうでお願いすべきであって、十分、紹介議員としての、あなたの立場を十分尊重して言われてますので、これは当初から言われるように、議会と議長と議会運営委員会で、この民間企業に対する要望であることは承知の上で受けました。

本当は非常にイレギュラーなんです。基本的には議員必携に書いてあるとおりであります。しかし、町民から出すものを拒む権利もないというので、正式に受理をして、正式に委員会に付託して、正式にのっとなって、何も請願者や紹介議員をおろそかにしていない、むしろ尊重した結果でありますので、その結果については、次の討論の場所をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 代案につきましては、先ほども言いましたが、委員会としては後ろのページにあります、伊根、岩滝、加悦、雲原、福知山というのが紹介議員の思いであるということをお聞きのほうからはお聞きいたしております。



路線バスにつきましては、委員会として今後も当然、200円バスも含めまして、審議はさせていただきつくりでございますので、その中で、できる限り利用者の方が納得していただける路線運行を望んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長（赤松孝一） 他にござひますか。

15番、勢旗議員。

あらかじめ、本日、5時までの予定でござひましたが、時間延長をお願いいたします。

15番（勢旗 毅） それでは、お二方からですね、大体、質疑は出尽くしたと思っておりますが、私も、これを8月の終わりにですね、住民の方からお聞きをしましてですね、しかも、それが9月15日からということで、非常に時間がなかったという段階で、このお話を聞いて非常に困ったなど、困ったというよりも、もう時間が、もう目の先に見えとるわけですから、そういうのを思ったんですが、総務委員会の中で、いろいろご協議いただいたり、また、熱心にご研究いただいたということで、1、2点だけダブる部分があるかもわかりませんが、質問したいと思っております。

一つは、委員長、この請願について要件が整ったら受けるということで、これ事務局が受けられたということですね、総務委員会に付託にはなつたんですが、総務委員会の中で、いわゆる紹介議員と呼ばれたときにね、この請願について、もう少し詳しく、受けましたけれども、例えば、もう少し形態を変えるとか、そういうことはなかったんですか、これはもう請願ですから、そういうお話は、いやいや、例えば陳情にするとかですな。

議 長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） その件につきましては、委員会のほうで、本来は、これは要望とか、そういう部分に当たるのではないかと、請願には当たらないのではないかと意見は皆さんおっしゃいました。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私も埼玉県の方から、こちらに介護で通つておられる方からお手紙をいただきまして、特にですね、町としても観光立町でもあるし、考えてほしいということだったわけですが、何分、余りにもタイミングが外れておましてね、回答に困つておつたんですけど、今、請願が出ているからということで申し上げたんですが、一番、町の中で、このことについての心配はですね、利用されとる方には大きなデメリットになるわけですが、この旧加悦町の部分ですね、過疎に拍車をかけるのではないかと、こういう懸念が多くの方からされております。このことについて、委員長はどうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） そのことと、この路線バスは別の問題だと受けとめております。しかしながら、この裏面にあります利用者の声という部分につきましては、委員会を開催させていただきましたところ、その声については納得はできると、皆さんおっしゃっております。ですので、この高速路線につきましては、議会として、できる範囲は限られてくるとは思いますが、今後の地域路線の中で、それを補えるような取り組みが総務常任委員会ですべていただければと考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、委員長、今、お言葉をいただきましたように、総務委員会の中で、そういう取り組みを積極的にお願いをしておきたいと思っておりますが、一つ、このこととは若干差はあるんですけれども、民間に対して請願ということでは、全国的に有名になりましたのは新潟市における中国大使館の用地の取得の問題があります。これは民間の方々と中国大使館が契約をして、そして、これの可否について新潟市の市議会はですね、その委員会で議論に、大変な議論になりまして、採択をされた報道がされております。

若干、交通機関とは違いますけれども、しかし、交通機関は交通機関なりに公共的な使命を、高速バスであろうと何であろうと持っているということから含めて、一つそういった部分でもですね、今後ご研究をいただきたいということをお願いして終わります。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） 今、勢旗議員がおっしゃられました部分と今回の部分と、かなり違うのではないかなというふうに思っております。

それから、高速バスにつきましては、先ほどからずっと言っておりますように、町がかかわれる、また、議会がかかわれる分野と、かかわれない分野があるのではないかなと、やっぱりあくまでも経営主体の戦略の中での路線と、それから地域の交通を確保するという部分の地域路線との違いというのは、やっぱり大きなものがございます。

地域路線につきましては、総務常任委員会で、できる限りの、また、相談をさせていただきながら、町民の皆さんが納得いただける審議がしたいと思いますが、高速路線につきましては、限りがあるということをご理解していただければと思います。以上です。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 委員長、高速バスに、町が金を入れてないということで、そういう答えになると思うんですけれども、しかし、丹海交通には、町もやっぱり、それなりの応分の支援はしている、また、ご協力もいただいておりますけれども、そういったことで一つ、全く違うんだということとは、ひとつ、私は違うのではないかなと、こういうふうに思いますけど。

議長（赤松孝一） 家城委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） もちろんそのことも、丹後海陸交通株式会社さんのほうには発言させていただきました。

町民の皆さんは、補助が出るとということで、もう全ての路線、全ての運営に対して、町は補助を出しておるんだという理解をされる。それは当然のことですと、そういった中で、会社経営の中で、口を出せない部分、口を出せる部分はありますけれども、できるだけ地域には協力をしていただき、消費者のニーズを、また確認していただいた中で、いろんな取り組みをしていただきたいというお願いをいたしましたところ、当然、そのようにさせていただくと、快い返事をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 申しわけありません。もう一つですね、この背景ですね、この背景を考えると、この宮津市の商工会議所と、それから、やはり宮津市の団体が、相当やっぱり丹後海陸に対してのアクションがあったと、こういうふう聞いておられて、そういう点では今後も含めて、やはりそういう路線を守っていくという点では、本町においても、しっかりと、そのことを見ておか

なければならないなど、あるいは運動しなければならないと、こういうふうに私自身は感じておるわけでございます。

ひとつよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ほかに委員長に対しましての質疑がございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

家城委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものとされております。

本請願を、採択することに賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議 長（赤松孝一） 起立少数であります。

よって、請願第2号 大阪行き高速バス路線に関する請願書は、採択しないことに決定いたしました。

ここで閉会中の継続審査の資料を出しますので、若干休憩をとります。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 5時08分）

（再開 午後 5時10分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

3常任委員会と庁舎問題特別委員会から審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査（調査）の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他、全て議了いたしました。

ここで、町長からご挨拶を頂戴いたします。

町 長（太田貴美） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、昨年12月3日の開会から本日までの52日間の長期にわたる会期でもって、第1次与謝野町総合計画の後期基本計画を定めることのほか、専決処分報告及び承認案件合わせて8件、一部事務組合の設立及び規約の変更案件、それぞれ1件。

地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律の施行に伴う条例制定及び一部改正案件を合わせて6件、町道路線の廃止及び認定、各1件、与謝野町立古墳公園、野田川森林公園及びクアハウス岩滝の指定管理者の指定案件をはじめ、平成24年度一般会計補正予算（第6号）（第7号）のほか、各会計補正予算など8件、都合30件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いしてきた次第でございます。

この間、赤松議長はじめ議員の皆様には本会議や各常任委員会におきまして、ご熱心にご審議いただき、全議案を原案どおり議決いただきました。まことにありがとうございました。

特に第1次与謝野町総合計画の後期基本計画につきましては、平成25年度から平成29年度までの5年間に推進いたしますまちづくりの具体的な施策をお示したものでございまして、今回の後期基本計画策定に当たりましても基本構想及び、前期基本計画策定時と同様に職員と総合計画審議会委員の皆様で議論を深め、手づくりで作成したところに大きな意義があるものと考えておりまして、委員の皆様には1年間にわたり、大変熱心にご議論をいただきました。この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

今後におきましても、今回お認めいただきました後期基本計画はもとより、ご審議の中でいただきましたご意見、ご提案を重く受けとめまして、諸施策の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

依然といたしまして、町を取り巻く経済環境は、まだまだ厳しい状況が続いておりますが、町民の皆様の暮らしを守るため、一生懸命頑張る所存でございますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。本定例会の閉会に当たってのご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

ご着席ください。

私のほうからも一言ご挨拶を申し上げます。

本当に、私も議員になりましてから初めての長期間の議会でございます。会期中、議員の皆様におかれましては、また、職員の皆様に置かれましては、大変寒さ厳しい中、また、年末年始を控える中、大変お忙しい中ではございましたが、皆さん機嫌よく元気な顔を見せていただきまして、本当に自由闊達にご意見を、また、ご答弁をしていただいたこと、本当に心よりうれしく思っています。

私たち議会も、今、この3常任委員会はもちろんのこと、活性化委員会、また収賄問題の調査委員会、また、庁舎問題の委員会等々、特別委員会を持ちながら、また、広報委員会の皆さんには本当にお世話になりながら、少しでも町民の皆さんの信頼に、負託に応えられますよう、また、町民の皆さんのご意見が十分に反映できますよう、鋭意努力はしているわけではございますが、なかなか町民の皆さんからは、まだまだ厳しい声がたくさん届いております。ぜひとも我々、いま一度、肝に銘じまして、ぜひとも一歩でも、一歩でも、町民の皆さんのご期待に沿えるように、なお一層の研さんをしてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも議員の皆さん、また、職員皆さん、よろしくご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

まことに粗辞ではございますが、この閉会に当たりましての皆さん方に、ご協力に対しまして感謝の言葉といたしたいと思っております。本当に長い間ご苦労さんでございました。

なお、会期を8日残しておりますが、これをもちまして、第48回、平成24年12月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午後 5時16分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員